

令和8年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日(6月15日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
遠山勝也議員	6
高田豊繁議員	10
吉田 勉議員	18
吉田 剛議員	27
池田理恵議員	34
議案第32号 与論町ふるさと創生人材育成基金設置条例の一部を改正する条例	50
議案第33号 与論町税条例の一部を改正する条例	51
議案第34号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	52
議案第35号 令和8年度与論町一般会計補正予算(第1号)	54
議案第36号 令和8年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	55
議案第37号 令和8年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)	56
議案第38号 令和8年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	58
議案第39号 与論辺地総合整備計画の変更について	59
議案第40号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について	60
承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第12号))	61
承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第5号))	62
承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))	63
同意第 1号 与論町農業委員会委員の任命の同意について	65

同意第 2 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について	65
同意第 3 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について	65
同意第 4 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について	65
同意第 5 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について	65
同意第 6 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について	65
同意第 7 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について	65
同意第 8 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について	65
同意第 9 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について	65
散 会		68

第2日（6月19日）

議案第41号	令和8年度与論町一般会計補正予算（第2号）	73
議案第42号	令和8年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）	74
議案第43号	令和8年度与論町マイクロバス購入事業に係る物品売買契約の 締結について	75
議案第44号	令和7年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事（繰 越事業）に係る建設工事請負契約の締結について	76
議案第45号	令和8年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事に係 る建設工事請負契約の締結について	77
所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）		78
委員会調査報告（環境経済建設常任委員長）		82
議員派遣の件		83
閉会中の継続審査・調査について		83
閉 会		84

令和8年第2回(6月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
6 月 15 日	月	本会議(開会、一般質問、議案審議) 常任委員会
6 月 16 日	火	
6 月 17 日	水	
6 月 18 日	木	予備日(議事整理日)
6 月 19 日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 8 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 8 年 6 月 1 5 日

令和 8 年第 2 回与論町議会定例会会議録
令和 8 年 6 月 1 5 日（月曜日）午前 9 時 0 0 分開会

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 一般質問

第 5 議案第 3 2 号 与論町ふるさと創生人材育成基金設置条例の一部を改正する
条例

第 6 議案第 3 3 号 与論町税条例の一部を改正する条例

第 7 議案第 3 4 号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 8 議案第 3 5 号 令和 8 年度与論町一般会計補正予算（第 1 号）

第 9 議案第 3 6 号 令和 8 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 10 議案第 3 7 号 令和 8 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 11 議案第 3 8 号 令和 8 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 12 議案第 3 9 号 与論辺地総合整備計画の変更について

第 13 議案第 4 0 号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

第 14 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度与論町一
般会計補正予算（第 1 2 号））

第 15 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度与論町介
護保険特別会計補正予算（第 5 号））

第 16 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度与論町後
期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））

第 17 同意第 1 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

第 18 同意第 2 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

第 19 同意第 3 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

第 20 同意第 4 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

第 21 同意第 5 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

第 22 同意第 6 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

第 23 同意第 7 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

第 24 同意第 8 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

第 25 同意第 9 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

2 出席議員（10人）

1番 池田理恵議員	2番 川内恵司議員
3番 吉田勉議員	4番 吉田剛議員
5番 原栄徳議員	6番 遠山勝也議員
7番 高田豊繁議員	8番 大田英勝議員
9番 林敏治議員	10番 沖野一雄議員

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（20人）

町長 田畑克夫君	副町長 山下哲博君
教育長 中山義和君	総務企画課長 龍野勝志君
会計管理者兼会計課長 柳田庫呂君	税務課長 坂元守君
こども未来課長 光俊樹君	町民生活課長 山下高明君
健康長寿課長 山下真紀君	産業課長 堀田哲也君
耕地課長 麓誘市郎君	商工観光課長 大馬福德君
建設課長 裾分望嗣君	水道課長 富永淳君
環境課長 喜村一隆君	教育委員会事務局長兼学務課長 竹村栄作君
生涯学習課長 松村誠司君	与論こども園長 川北英代君
茶花こども園長 吉田朋子君	児童発達支援センター所長 池田いつみ君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林健太郎君	書記 谷山智美君
------------	----------

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） ただいまから令和8年第2回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番吉田勉議員、6番遠山勝也議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの5日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月19日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（沖野一雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局
長に朗読させます。
事務局長。

○議会事務局長（林 健太郎君） おはようございます。諸般の報告をいたします。
町長から令和7年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和7年度与論町一
般会計事故繰越し繰越計算書、令和7年度与論町水道事業会計予算繰越計算書、令
和7年度与論町下水道事業会計予算繰越計算書、教育長から令和7年度教育委員会
活動の点検・評価報告書、また、町監査委員から令和8年4月分の例月現金出納検
査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一
部の写し）を配付してありますので、御一読ください。
なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。
また、議会だよりについては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議
会だより第159号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に
当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げま

す。

以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 一般質問

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） おはようございます。

一般質問に入る前に、サッカーでは頑張って2対2のドローで、勝ち点1を取ったというのは、私自身すごく応援していて良かったなと思います。まず、今回の定例会の一般質問に入る前に、先週末に耕地課と建友会の声掛けで、茶花地区のウプインジュの泥上げ、除草作業が行われたわけなのですが、その作業に参加された職員の方、それから作業の方には御苦労さまでしたと申し上げたいと思います。私自身、茶花地区の住民でありながらこういった作業は初めてであり、一般質問もさせていただきながらこういう作業に思いを致すこともなく、言及をすることもなく、ただただ見ていただけというのは、一緒に作業しながら恥ずかしい限りでありました。大変御苦労さまでしたと申し上げたいと思います。余談ですが、除草や汚泥が除去されて、隠れ場所のない水路をウナギが沈砂池に向かって泳いでいるというのは、何かいいものを見たなという気がしました。こういった作業を定期的にまた重機を入れて作業をしていけば、2年前の大水のような豪雨災害も、沈砂池の泥上げをしたりとかをしていけば防げるのではないかなというふうに、個人的に思ったところです。

それでは、水道事業について申し上げたいと思います。数年来、役場OBの方や本町の上水道移行時に立ち会った関係者の方々から、古里浄水場の現在の状況を聞かせていただき、その更新時期にあわせて、昨年より水道水の硬度低減化のための施設導入に焦点を当てて質問をさせていただいているところですが、去る2月に関係者立会いのもと、浄水場入り口に設置された仮設コンテナで水道のRO式硬度低減化装置の試験稼働が行われました。その場に水道課長の取り計らいで立ち会わせていただき、水道水の硬度に関してまたいろいろな情報を共有できたのは、私にとっては大変な財産となりました。その試験装置が4月末でデータを取得して終わったと聞きましたので、質問をさせていただきます。

1 硬度低減化施設建設の実現に向けて

(1) 硬度低減化施設建設の実現に向けて、今年度2月にあるメーカーの硬度

低減化試験装置が古里浄水場前の仮設コンテナで稼働し、水の硬度や1日の浄水量等、各種データが出たと思いますが、そのデータの解析結果並びに国や県への要望等の進捗状況について伺います。

2 人口減少の進む中、持続可能な上水道施設建設計画について

- (1) 令和8年の国交省上下水道予算案の中に、人口減少下においても必要な上下水道を維持していくため、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備の導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入等）を補助率3分の1にて補助対象に追加とあり、本町にとっても検討すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） おはようございます。ただいま遠山勝也議員から質問をいただきました質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

現在進めている浄水場の更新計画の一環として、今年の2月13日から4月20日までの約2カ月間、逆浸透膜を使用した硬度低減化装置の実証試験を実施し、水質がどの程度変化するかを確認いたしました。

その結果、硬度については原水硬度の370ミリグラムパーリットルから、およそ90ミリグラムパーリットルまで低減できることが実証されました。

また、原水の取水量に対してどの程度水道水を生産できるかを示す回収率についても、76.9%程度確保できることが確認できました。これらの結果をもとに、現在、更新計画への反映を進めているところです。

また、国及び鹿児島県への要望につきましては、令和9年度に浄水場の更新に係る実施設計を行うための概算要望を申請しているところです。

本町としましても、水道事業の安定的な提供のための浄水場更新実現に向け、各種の取り組みを進めてまいります。

質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

現在、本町の水道事業では、1カ所の浄水場で処理した水道水を町内全域に送る集約型のシステムを採用しています。

これを分散化とした場合、1、地下水以外の水源を使用する、2、浄水場で処理せず各家庭に小型浄水処理装置を設置する、3、浄水場で処理した水道水を給水車で運搬することなどを検討することになります。

まず、地下水以外の水源を使用する場合、本町は河川から安定して取水することができないため、雨水をためるダムを設置することが考えられますが、平成11年

度に古里浄水場を建設した際の整備計画書によると、集水面積が0.79平方キロメートル必要であり、用地の確保が極めて困難だという結論になっています。

次に、各家庭に小型浄水処理装置を設置する場合、管路の更新費用、維持管理費用は削減できますが、その装置が故障した場合、修理が完了するまで水道水を使用できなくなるため、その対応に費用と労力がかかると思われます。また、この装置は水道事業への適用の可否について、国土交通省が実証試験を行っている段階であるため、現在、本町において策定を進めている更新計画に採用することはできないと考えます。

最後に、給水車で水道水を運搬する場合ですが、運搬送水は管路が布設されていない地域、若しくは管路の距離が極めて長い小規模集落などで管路を維持できない場合に使用される送水方法であり、本町は町内全域に水道管が布設されているため、車両による運搬の必要性はないと考えます。

以上のことから、本町においては、現時点では分散型システムの導入を選択する必要性は低いと判断しています。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） ありがとうございます。まず1点目から入ります。質問させていただきますが、一日に確保できる水の量というのはどれぐらいになるか、聞かせていただけますか。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 一日に必要な水の量というのは、浄水場でつくる水の量ということでよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 今回のその新しい試験装置で、低減化してできた水の一日の量ということです。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 実際の試験でつくった水の量ということでよろしいでしょうか。今回の試験装置でつくっている水の量は、1分当たり13.9リットルです。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） ありがとうございます。1分間で13.9リットルということであれば、例えば、24時間計算での量も確保できるということでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 今回の試験機は、小規模のあくまで試験機なので、これをもって本来の浄水場で全く同じ量が確保できるかという保障はありませんが、比率

でいくと回収率76.9%確保できているので、実際に同規模の施設をつくっても確保できるだろうという実証試験の結果だと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） この370ミリグラムパーリットルから90ミリグラムパーリットルまで低減化できたというのは、本当に素晴らしいことだと思います。そこで、この試験結果を500ミリのビーカーで沸騰させて、その水道水と今回の低減化装置でできた水の写真でデータを取った方がいまして、ここに写真があるのですが、明らかに水道水は、こういうふうに曇りがあるんですね。ところがこの低減化装置を通した水は、500ミリを沸騰させて写真を撮るとまだ透明なんです。これはすごい違いだなと。こういう曇った水を例えば家庭のお風呂やトイレで使うとなると、やはりこういうのが付着して水のつまりとかが出てくるのかなということで、これだけ違うんだなということ思ったところでした。ちなみに、これは自分で身近に感じるのですが、お風呂を沸かしたときに、42度とか43度ぐらいのお風呂に入ったときに刺すような痛みがあるのは、わかりませんがこれも硬度のせいかなというふうに思うのです。この辺の違いというのは、課長はどういうふうに思われますか。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 水道法で水質基準というのが定められておりまして、与論町の水道水は水質基準を満たしています。また硬度や蒸発残留物に関しては、人体に影響を与える項目ではないというふうに判断されていますので、硬度が高いからといって人体に影響があるというふうには考えておりません。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） わかりました。この90ミリグラムパーリットルまで低減できる施設を、あそこは本当にコンテナに入る大きさだったので、どれぐらいの規模にすれば与論島の人たちに供給できるかどうかというのは、私の方ではまだわかりませんが、あれが90ミリグラムパーリットルのできるのであれば、なるべく早く実用化できればいいなと思います。

2番目に入ります。答弁の中の地下水以外の1、2、3、この項目なのですが、これは、私が調べたのと同じでちょっと紹介してみます。候補1、送水実績に応じたダウンサイジングで、元の性能や機能を維持向上させながらコンパクトに、かつ効率的に低コストな状態へ再築化する取り組み。それから候補2、分散型システムで浄水場から新たな配水池へ浄水をトラックで運搬配水し、不要となる導送水管を廃止し、配水管のみ更新対象とする。配水車の諸条件として、給水タンク容量や補給時間、移動距離、移動速度などを例として載せていますが、ここでは省きたいと

思います。候補3、分散型システムで小規模な水道施設の整備。今の答弁から、まだ国の方でも実証実験という段階なので何とも言えませんが、本管を更新整備するのは、与論の場合は枝管が大部分を占めているので、なかなかその助成、補助をもらうのが難しいというようなことを聞いたことがあって、今回の分散型システムの提案をしたわけなのです。今の段階では、与論島ではまだ考慮する段階ではないということです。これが今の現状を更新するときに、どれぐらいの費用がかかるかどうかというのは、またこれからの話なのでよくわかりませんが、これから人口減少によって大きな導水管がいなくなる可能性もあると思って、今回提案をさせていただいたところです。ただ、現時点で分散型システムの導入を選択する必要性は低いというふうにおっしゃっていますので、もう一度、また私も調べ直して提案してみたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員の一般質問を終わります。

次は、7番、高田豊繁議員に発言を許します。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） おはようございます。それでは、ただいまより一般質問を行っていきたいと思います。

1 与論港岸壁のバリアフリー等安全対策について

(1) 近年物流コンテナの増大に伴う野積み占用の拡大等も相まって、乗降客や送迎車輛等と荷役作業双方の安全で円滑なる利用が図られるよう、岸壁面でのバリアフリー対策や安全対策が急務と思われるが、県と連携し早急の対策を講じる考えはないか伺いたい。

2 5月20日発生の震度5強地震の被害と復旧について

(1) 民間施設等に関する被害の状況について伺いたい。
(2) 公共施設に関する被害状況と復旧計画について伺いたい。

3 各種申請書等書類の押印省略化の推進について

(1) 役場内事務において、未だに町民等の署名押印が求められていると聞いているが、該当する手続や改善が進まない理由及び今後の改善計画の有無について伺いたい。

4 公務における情報公開の推進について

(1) 与論空港の滑走路端延長工事等のスケジュールや、旧清掃センター問題等については早期の周知と情報公開が必要と考えるが今後の計画を伺いたい。

以上です。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員の質問事項１の要旨１についてお答えいたします。

与論港供利地区の岸壁については、県においてエプロン舗装の補修を計画的に行い、段差解消に努めているところです。

また、岸壁や荷役作業による土地利用及び安全対策については、港湾関係者で構成される「与論港港湾施設適正会議」において意見交換を行っているところです。

引き続き、岸壁等における安全で円滑な利用が図られるよう関係者と協議をしてまいります。

次に、質問事項２の要旨１についてお答えいたします。

５月２０日に発生いたしました震度５強の地震による民間施設等の被害状況につきましては、一部のスーパーにおいて陳列棚から瓶などの商品が床に落下し破損したことが主な被害でありました。

その他、住家における水道管の破損が１件、屋敷地での石垣の一部崩壊が１件などの被害報告が上がっているところです。

次に、質問事項２、要旨２についてお答えいたします。

学校施設につきましては、地震後の調査でひび割れや天井コンクリートの剥落等が確認されたため、剥落箇所及びコンクリートが浮いた箇所を撤去し、鉄筋の防錆処理を行うなどの応急対応をしています。学校施設は、建設から長い年月が経った施設も多く老朽化が進んでいますので、専門家の診断をはじめとする安全対策を進めてまいります。

その他の公共施設については、東区青少年センター（自治公民館）の天井裏コンクリート片の剥落及び砂美地来館で天井板の一部が脱落する被害が発生しています。

東区青少年センターの剥落による被害については、該当箇所の修繕等をすでに行っています。砂美地来館につきましては、今回の補正予算に工事請負費の予算を要求しており、一部残っている脱落の可能性がある箇所一帯について、足場を組み、残存している天井板を除去する作業を行う予定としています。

今後の対応としましては、脱落していない箇所も含め再点検を行い、天上板の再設置を予定しています。

次に、質問事項３、要旨１についてお答えいたします。

押印見直しについては、国においてデジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のために推進されてきており、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体にも積極的な取り組みが期待されているところです。

本町におきましても、国のこうした押印見直しの取り組みを受け、令和７年１０月の課長会において、国から示されている押印見直しマニュアル等を参考に押印見

直しに取り組むよう指示したところです。

こうした中、補助金交付要綱の制定や改正をする場合などには、各種申請様式から押印の「しるし」を削除するなどの改善も見られますが、既存の様式をそのまま使用し押印を求めている場合なども少なくなく、御指摘のとおり、まだまだ押印見直しの取り組みを推進する必要があると感じています。

今後は、国の押印見直しマニュアル等を参考に、町として、デジタル社会における行政手続のオンライン化に備え、押印見直し指針等を策定し、押印見直しを推進してまいります。

次に、質問事項4、要旨1についてお答えいたします。

与論空港の滑走路端安全区域の整備については、事業主体である鹿児島県が令和8年4月に関係者に対し、事業用地説明会を開催したところです。

今後は、地権者に対する個別の交渉を行い、用地を取得次第、工事に着手する予定と聞いています。本町としましては、引き続き鹿児島県と情報共有を図りながら、滑走路端安全区域の早期整備に努めてまいります。

また、旧清掃センターにおける不適切な解体作業の事案につきましては、町民の皆様への安全・安心に関わる事項であり、早期の周知と適切な情報公開が必要であると認識しています。

このため、本件につきましては、令和8年6月5日付けで本町のホームページ上において、解体作業の経緯や確認された事実、現在実施している調査の状況及び今後の対応方針等について報告させていただいています。

今後につきましては、台風襲来前までにダイオキシン類等飛散防止対策応急措置を講じ、解体作業に係る手順を踏まえ、法令遵守及び安全管理の徹底に努めながら適切な解体作業の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それでは、まず最初の岸壁での安全対策について、もう少し触れてみたいといいます。与論港の供利岸壁につきましては、昭和54年から本格運用が開始されて、すでに47、8年余が経っています。港は、与論町民の生活を支え、観光産業の重要インフラとしても大変ありがたい存在です。今、沖縄圏域の観光産業の発展は目覚ましく、物流の増加や船舶の大型化は目覚ましいものがあります。また、物資輸送の形態もコンテナ輸送へ移行し、岸壁上のコンテナの個数も年次増大の一途にあります。与論港は他の港と違い、待合所が岸壁に隣接していないこと、荷役作業と人の流れが交錯する場面が多い特徴があります。さらに、炎天下や寒天下、雨天下等においても送迎車両の中で避難する必要がある、岸壁上での送迎車両も多い特徴があります。これは港を利用する全体的な構図の中では、

やむを得ない状況ではないかと思われます。現在のフェリーでは、後部にランプウェイがあり、乗降車両や荷役作業は主に岸壁の南側か北側に集中しており、乗降客等はおおむね岸壁の中央部になるかと思います。特に、島外からのお客様や観光客、送迎駐車スペース等につきましては、区画線誘導路や視覚的な案内表記等も設置していただき、利用者に優しい丁寧な安全対策が求められるのではないかと思います。現場での経験もある町長、総括してこれまでの経験あるいはヒヤッとされたこととか、そういったことを含めまして見解をお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員の御質問ありがとうございました。私も60歳の定年になるまで、港湾作業員として働いておりました。今、御指摘にあった物流の關係が、特に鹿児島ー沖縄間の荷物が増えていまして、また、昔は単品での品物というのが多かったのですが、ほとんどもうコンテナの中に詰め込んだ、そういうコンテナの量が増えている。特に建設資材等は、その場で建設現場に持っていけないというところが業者さんの事情であるので、港にその工事が始まるまで資材を置くというのが顕在化というか、もう常識というか、そういうふうになっていて、うちも配達する場合は、工期を見据えたいいついつまでに品物を届けてください、その間、岸壁の方で保管してくださいみたいなところが事業者の方であったので、私たちもまた事業者があつてこそその代理店でありましたので、なかなかそういうところは、いや、港に置けないから、現場にこっちの都合で行くということはなかなかないところが、今こうやって港にコンテナがずっと保管されている状況が続いているというので認識しています。あと、与論に乗下船されるお客様の足に関しては、特に沖縄の上り便で観光客等が来たときには、昔、お客様が多いときには南北から降ろしたこともあったのですが、ほとんどそういうことは今安全上ちょっと許されなくて、タラップからの乗り入れということになります。特に私は、マリックスの方の代理店はしていませんでしたのでわかりませんが、A" LINEに関しては、お客様と作業車、フォークリフト等の接触をコーンなんかを設置していました。ヒヤリとしたことは何度かあります。それは人ではなくて、やはり荷物を早く取りたいという業者さんが、コンテナを置くところにさっと来るときがありまして、そういうところはちょっとヒヤリ・ハットというか、そういう経験は何度かありますけど、大きな事故等は私が働いている間はなかったのかなと思っています。御指摘のとおり、ちゃんと荷役作業の部分と人が降りる作業の部分は、接触等がないようにするよということには感じています。あと、やはり与論の港というのは、和泊港、徳之島の亀徳にしても、また名瀬港にしても、人と作業はもう全然区別されている。亀徳の場合は、乗船するときに並んでこうするということで、たまにフォークリフト

の横断があったりしますが、そこは乗船するときには一切させないでしているような感じで見受けました。また和泊港に関しても、作業内に人が入るような港ではないので、そこら辺を待合所と与論の現施設とつなげたあのラインを、今後どうしていくかというのは検討するということではあると思います。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） やはり各島々それぞれ形態が違うようで、名瀬のようにボーディングブリッジを使っていけば一番無難なところもあるのですが、やはりどうしても供利岸壁等は、真ん中の方に大体送迎関係が来て、左右の方にフォークリフトとか荷役の作業が来て、コンテナもそれにあわせてあるかと思います。やはりコンテナが積みきれないときには、中央部の方にも寄ってくる可能性もあるし、今おっしゃられたそれを取る業者さんがまた来てということもあるでしょう。やはりこの観光客等の送迎というか出迎えも、与論島の場合は特に横断幕を持ったりして、中央部の方では歓迎するムードを高めるためにもそれ相当のスペースが必要ですし、人員も各業界とか商工観光課の方々が中心になってやっているという、そういう与論の1つの風物詩だと思うんですよね。ですから、なるべく中央部については送迎の車両を中心にして、そして南北の方は物流の関係にすることということで、すみ分けをする形でライン引きもした方がいいのではないかと、そういう意見もまたございますので、ひとつ今後は建設課の方でまた話をして、検討していただきたいなと思います。待合所が遠いということで、与論の場合は非常にハンディがあるんですよ。そういうことで、お客様にとってもいっぱい厳しいところがあると思うのです。そこら辺は、またあるようにしかできないわけですから、運用でしかできないわけですから、ひとつ御配慮をお願いしたいと思います。

次に、先般の5月20日の地震についてですが、あまり大きな被害はなかったということです。天井板が落ちてきたり、コンクリート片の剥落等があったようですが、予想以上にはなかったですので幸いじゃなかったかと思います。ひとつ被災箇所の災害復旧については、またよろしく願いいたしたいと思います。ちなみに、5月20日だったと思うのですがマグニチュード5.9、これは沖永良部の限界だったのですが、与論島では震度5強と発表されています。過去の地震では2007年8月9日にマグニチュード5.2、震度4、そして2008年7月8日にマグニチュード6.1と発表されておりまして、地震の大きさからいうと2008年の方が大きいということになります。そこで、マグニチュードについてですが、このマグニチュードというのは、その地震自体のエネルギーを表していきまして、震度はその地域場所における揺れの段階表示となっています。ちなみにマグニチュードが1大きくなると、地震のパワーは約32倍の大きさの強度を持つということです。

この2008年の地震は、私も強烈に体験があるのですが、2008年と今回とではマグニチュードの差は0.2ですが、パワーに換算しますと、2008年の方が6.4倍大きかったということです。ちなみに、阪神淡路大震災のマグニチュードが7.3、震度7ということでして、今回の地震の約45倍の強度であり、いかに大規模であったかということがわかります。2008年の地震はマグニチュード6.1でしたが、ちょうどそのとき山下副町長も一緒だったのですが、もうとてもじゃないけど立っておられないような状況でした。役場に帰りますと、早速もうクラックが入りまして、那間小学校も役場もクラックが入るような被害があったわけです。そういうことで、ちょっとした差ですが、非常に大きな違いがあるということです。これまで日本で起こった東北地震が、これは海の中だったのですがマグニチュード9.0ということで、いかに膨大であったかというのが察せられるところです。それと、特異なことなのですが、この朝戸の付近では揺れはあまり感じなかったということなんです。茶花の「パチパチ」の付近から農協の付近、それから古里の付近は、ものすごい揺れを感じたということです。それで、大田議員の家の近く付近は、全然揺れを感じなかったということでございました。また沖永良部と与論も、沖永良部ではあまり感じないということなんですが、与論では地震計の位置にもよるでしょうが、かなり感じたということです。この辺もまた一応考えていただきたいなと思います。今回は、砂美地来館の天井板が落ちたということです。これもある程度施設が老朽化ということもございまして、幸いだったなあというふうに感じています。これに関して、総体的にいろいろ対応しなくてはいけないこともあるでしょうが、長くなりますので、こちらでも割愛したいと思います。

次に、質問事項の3、申請書類等の押印の省略可の推進についてですが、本件については去年の9月議会で取り上げて、これを強力に推進するということで答弁をいただいているのですが、やはり町民の方からも、未だこれがなかなか浸透されていないということもございまして、今回また取り上げているわけです。令和2年12月の総務省からの「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」という文書がありまして、それから5年以上が経っていますが、まだこれが徹底されていない、まだまだ推進しなくてはいけないということがございます。副町長、あまり推進されていないところですが、いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

各種その申請書類の押印省略につきましては、町民の皆様の利便性向上と、そして役場内における業務効率化を推進する上で、本当に極めて重要な課題であると認識しています。各種証拠書類の提出や確約の意味合いでの押印が義務付けられてい

るケースが未だ少なくありません。現在、役場内で押印が求められている申請書や届出書を今一度リストアップし、本当に押印が必要か、管理的に求められていないかを精査してまいりたいと思います。町の例規や要綱の改正で対応できるものについては、速やかに検討をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ありがとうございます。この押印という仕組みというか、制度というか、この作業についてですが、印鑑の種類としましては、一般的な認印、それから法務局で登録する会社法人等の登録印鑑ですね、それから役場の窓口等で登録する個人の印鑑証明書をつくっての印鑑登録印等がございます。この押印の根拠について少し触れてみたいと思います。これも釈迦に説法となるのですが、一応この論拠といたしましては、民事訴訟法第228条の中で論拠となっております。「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。」、2項目に「文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。」、そして4項に「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」とありまして、この署名と押印まで今は押しているのが主だと思うのですが、これは「又は」ということですので、そこら辺も含めて御理解いただきたいなと思います。例えば、なかなか省略ができない文書というのは、契約書の類いですよね、覚書、念書、これはもう契約書に準じるわけです。それから役場からの例えば許認通知、委任状、それから納税通知や督促状等については、やはり省略ができないというふうになっているようです。こういったものをまとめますと、法務局や自治体での登録印以外の通常の、慣行的に認印の押印文書等の押印はほとんど廃止ということであり、事務の合理化にもなるわけですので、個人からの文書、場内の公的文書等、積極的に押印事務を見直す改善をさらに推進していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これは、先ほどの答弁のとおりですので、さらに推進していくという答弁をいただきましたので、これは答弁は求めないようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、最後の公務における情報公開の推進についてですが、公務における情報というのは、国民共有の情報であるという趣旨に沿って、でき得る限り公開、公表していただきたいと思います。実は、今議会の一般質問の通告期限は先月の29日でありました。6月8日の全員協議会で、早速町長、副町長、環境課、教育委員会、健康長寿課の方から、今進行中の案件に関する説明をいただきました。本会議ではなかなか詳しい説明や聞き取りに至らない場合もあり、迅速、詳細な説明があったということは、大変有意義ではなかったかと思っています。空港のことにつ

きましては詳しく説明がありましたが、この旧清掃センターの案件については、町長から直に総括的な反省と説明があったわけです。やはり要因といたしまして、旧施設の放置期間が相当長かったことから、台風災害等への危険性対策としての緊急的な作業だったと理解しています。作業に当たっては、ダイオキシン等の危険性が懸念される案件でもあり、業務に当たっては法律関係の合理性とともに、関係機関への事前相談等を慎重にすべき点が多々あったかと思われそうですが、事業対応については場内一体となって事案の整理や調査報告がなされ、安堵したところです。事案のてん末処理についてもきっちりかたをつけていただいた感がありまして、大変御苦労さまでございましたと述べたいと思います。これからまた本体の解体作業に当たっても、こういった数値が高い物件ですので更なる危険性とか、難問題があろうかと思われそうですが、十分に留意していただいて対応していただきたいと思います。これからも特に御苦労されるかと思いますが、環境課長、一言、見解を聞きたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 喜村環境課長。

○環境課長（喜村一隆君） 御質問ありがとうございます。今回の旧清掃センターの不適切な解体事案につきましては、私も異動してきて、こんなにも早くたくさんの学びをさせていただく機会をいただくとは思っていなかったのですが、また議員の皆様方にも大変御心配、御迷惑をおかけしたことを本当に深くおわびしたいと思います。また今回、不幸中の幸いという結果を示すことができ、本当に安堵したところです。私もちょっと調べてみたら、幼稚園教諭で採用をいただいてから21年目になるのですが、私が今いる職員の中でも上から数えて11番目というような役場の組織体系になっているので、今後は本当にチェック体制というのを強化していきながら、先輩方がこれまで築いてきた、示していただいたことを今後の後輩たちにも、また役場全体でも共有していけたらなと思います。本当にありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 本当に御苦労さまです。それから、これはちょっと留意していただかないといけないことがあるかと思いますが。実は、ちょっとした作業等につきましては、借上料とか賃金で対処する場合があるかと思いますが、一般的な公共工事等の請負工事等と違いまして、こういった借上料、賃金で対応する場合は、委託者側の責任が大きく問われることになるかと思いますが、業務執行に当たっては、より慎重に留意して配慮していただきたいと思いますので、ひとつ御配慮いただきたいと思います。それから、一般向けの情報公開につきましては、もうすでにされているということですが、例えば早い対応がですね、教育委員会の給食セン

ターの整備基本計画等は、計画案ができ次第、早めにホームページにアップされておりました。そういうことで、非常にプロポーザル対応や情報公開への効果も大変大きかったところがあり、今後の良き例として、場内で全体的に模範的に取り組んでいただけたらどうかと思います。先ほど遠山議員からもあったのですが、今回、建友会の意見交換会もあったわけです。ホームページ等で今後公表、公開される場合、先般の意見交換会でもあったのですが、町営の事業だけしか載っていなかったと。特に耕地課等は県営事業も大きいわけですので、こういった県営事業についても、それから建設課の方の県の事業も積極的に掲載するよう努めていただきたいと思いますので、提言したいと思っています。そういうことで、新しく耕地課長になられた麓課長は、大変事業が多くてびっくりされているようなところもあるかと思いますが、耕地課長から一言、見解をいただきたいと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 麓耕地課長。

○耕地課長（麓 誘市郎君） 御指名ありがとうございます。4月に耕地課の方に異動してまいりまして、まだ事業の方をなかなかしっかりと把握できないところもあるのですが、今ありました点につきましては、先日の意見交換会の方でも御意見をいただいていますので、県の方とも情報共有して、できるだけ公開ができるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ちょうど10時になりましたので、以上で、一般質問を終わらせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員の一般質問を終わります。

次は、3番、吉田勉議員に発言を許します。

3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 皆さんおはようございます。早速一般質問をさせていただきたいと思います。昨年の豪雨災害、先月5月20日に起きました震度5強の地震等、いつ何が起きるかわからない最近の自然現象に対して、私たちはどう備えて命を守る行動ができるか、真剣に取り組む必要があると感じています。昨年も防災体制の強化等について質問をいたしましたが、今日、再度質問させていただきたいと思います。

1 防災体制の強化について

- (1) 5月20日に震度5強の地震があり、今後も同程度以上の地震の発生が懸念される。地震と津波を想定した避難訓練の徹底及び避難場所や避難道路等の再確認・再点検が必要不可欠と感じるが、見解を伺います。

2 自治公民館の機能強化について

- (1) 本町は、昭和５９年に自治公民館制度が発足し、地域活動の拠点として大きな役割を担い、さまざまな成果を収めてきている。発足後４０年を経過し、地域では少子高齢化が進み、さまざまな課題も増えてきている。また、中央公民館の休館に伴い多目的な利用も増えており、地域防災の拠点としても重要である。このことから、施設整備、防災機能の強化、あわせて役員報酬の検討等、環境整備が必要不可欠とを感じるが見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田勉議員、質問ありがとうございます。質問事項１の要旨１についてお答えいたします。

５月２０日午前１１時４６分頃、本町は観測史上初となる震度５強の地震に見舞われました。１８年前の平成２０年にも震度５弱の地震がありましたが、それ以来の大きな地震となりました。奄美群島周辺では震度５以上の地震がたびたび発生しており、御指摘のとおり今後も同程度以上の地震発生が懸念されます。

幸いにも今回の地震では、大きな被害は生じておりませんが、この経験を好機と捉え、地震や津波を想定した災害対策の強化を図ってまいります。

特に、今回の地震では、災害時の指定避難所となっている砂美地来館において、天井パネルが剥離するという被害が発生したことを受け、今後より大きな地震に見舞われた際に、砂美地来館が避難所として使用できない場合の対応についても検討の必要があると痛感いたしました。

また、地震と津波は同時に発生することが多いため、津波から避難する際、島の高台へ通じる幹線道路が通行不能となった場合も想定し、代替ルートへの住民の避難誘導方法等についても検討するとともに、津波避難を想定した避難訓練についても計画してまいります。

質問事項２の要旨１についてお答えいたします。

本町の自治公民館は、昭和４７年に麦屋へき地保健福祉館として現在の西区自治公民館が整備されたのを皮切りに、各集落に順次自治公民館が整備され、昭和５８年に茶花生活館、現在の茶花自治公民館が最後に整備されています。

自治公民館は、集落運営の拠点や災害時の避難所など、さまざまな用途に利用される施設です。一方で、整備後年月の経過に伴い、各自治公民館施設の老朽化が進行していることから、今後、再整備も含めた自治公民館のあり方について検討を進めてまいります。

現在、各自治公民館の運営に対しては、自治公民館運営補助金１２０万円、自治公民館指定管理委託料１８万円を支出しているほか、自治公民館活動支援事業補助

金として、補助対象経費の9割を補助し、上限を20万円とする補助金を予算措置するなどして支援しています。

今後とも、自治公民館の運営や活動への支援の充実・強化を図ってまいります。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 追加質問することもないぐらいすばらしい答弁をいただきましたが、ちょっとだけ追加で質問させていただきたいと思います。去年の豪雨災害のとき、私たち議会の方も出張がありまして、議会の5、6人で与論に帰るということで飛行機に乗っていました。ちょうど与論の上に来たときに豪雨の一番最大のときで、飛行機が下りれなくて奄美空港に引き返し、それでいろいろな被害が出たということで、少しでも早く帰ってみんなと一緒にという気持ちで船に乗ったら、今度はそれがまた抜港で沖縄まで連れて行かれて、本当に悲しい思いをしたところでした。今回も議員ほとんど全員、奄美の方に出張していきまして、その帰りに町長、建設課長、役場の数人が乗っていらっしゃったのですが、そういう中で、私は帰ってきてから、普段考えている心配することがいっぱいあったものですから、いろいろ回っていろいろな事情も聞いたりしました。今回質問しなければいけないと思ったのは、そういうことで、今回大きな地震があったのに、地震と津波のその2つが与論の場合慣れていないというか、大きな経験がないものですから、大きな地震がありながら、ましてや近くであるのに、話を聞いているところではその津波に対しての不安感というのがあまりなかったような気がします。それで、みんな今まで感じたことのない大きな揺れがあったりしたものですから、恐らくそれにもう話題が集中して、津波のことまではそんなに考えなかったのではないかと思います。与論で大きな地震があるということは、もう最初に津波が来るということで想定しないと、津波が来たときはすごい恐ろしいことなんですね。先ほど高田議員の方からもありましたが、島の中でいろいろな揺れが違っていったということです。これは、もちろん小さな島ですけど、いろいろな地形の問題、地層の問題があって、これは必ずいろいろなところで違うわけですね。今回、砂美地来館の3分の1のところの天井板が落ちてくるという被害があったわけなのですが、これもやはり吊り天井ですので、あまり重くしないということで天井板のことを考えて軽量のものを使っています。それで、ちょっとした吊り天井ですので大きな揺れがあったときにそれが剥がれて落ちたというように想像できます。何でその3分の1だけ落ちていくのか。ここはですね、やはり地形の問題があります。要するに、旧清掃センターに行くとところの地山があったところを掘削して、オープンカットをして、その3分の2はちゃんとした安定した地盤の上に乗っかっていて、その掘削したものを埋めたところに3分の1があるということですね。どうしても揺れが違うのは、大体想像でき

ることです。そういうことで、いろいろなことを想像して、もう一度再確認といいたすか点検をしていただいて、自分たちの施設がどういうところに建っているのか、どのぐらいの高さにあるのかも含めて検討しながら、もちろん、いざというときのために避難訓練を絶対やらないといけない。そういう中で、今回ちょっと先に触れていきたいと思いますが、例えば今高田議員からあったように、朝戸の地区は少ししか揺れがなかった。それは、そこに上まで基盤岩があって、岩盤が硬いからあまり揺れないわけですね。それで古里とか茶花とか那間とか、例えば今回、公共施設のある那間の公民館でいいますと、昔の海岸段丘のリーフだったところの下に、4、5メートル掘っていくと砂の層が1メートルから2メートルぐらい、もちろん層の厚さはいろいろ違いますけど、あるわけですね。そうすると、その幅の狭い段階で全部こうあるわけです。そしたらその揺れ方によっては、細い方のところが揺れたら、これは動くのは当たり前ですよ。それと茶花の方は、砂と下の方に海水があったり水があったりして、もう下に水がありますから、どうしてもその揺れが生じるのはもう考えられることと、それから何か今回ちょっと揺れが短かったのですが、大きな揺れでしばらく時間続いたら液状化する可能性が茶花とか立長はあるわけですよ。地層からいってもそういう感じですので、一番危険だと。そういうときに本当に避難体制をどうして持っていくかというときに、私が一番心配するのが、茶花と立長の地区なんですね。一気に地震と津波が起きたときに、じゃあ津波は今回みたいに遠くであるものについてはいつ頃到達するという感覚なんですけど、大きな地震が与論で起きたときに、いつ、どういった感じで避難するかということを考えていくと、本当に怖いことなんですね。さっき飛行機の中でという話を申し上げましたが、例えば、消防団の人たちが全部大島郡の操法大会に出てたと、それに行政の方々も何人か行っている、そのときに出張も重なって、そういうときに防災の指揮系統が全然できないわけですよ。だから、そのために私は茶花や立長の集落に対して、どうしてもその集落の自治公民館を通した防災組織の充実といいますか、もういろいろほかの集落も考えていかないと、後でまた自治公民館のことについては触れたいと思いますが、全部高齢化が進んでいる中で、今のうちに考え方をちょっとだけ足し算をして、みんなで話し合いをして組織づくりのあり方を変えていかないと、結構厳しいかなという気がしてですね。こういうのはもう何度も何度も声を出して行って、その危機感をみんなで共有していくというのが一番大事なことで、今年もこういう質問をさせていただいているところです。それで、避難道路のことも答弁にありましたが、一番心配する大きな地震が、今回は揺れが少なかったからまだいいのですが、例えば断層の割れ目があるところの地区、それから施設についても、例えば、堆肥センターとかも断層の割れ目の上に建っている

わけですね。それから高台に行くときの避難通路としてピアーヌパンタや昇龍橋のところも通るのですが、昇龍橋のところは大きな揺れがあると、上にもう倒れかけている石がいっぱいあって、あれが1つ落ちるだけですごいことになっていくということ。それから去年、大雨でピアーヌパンタが崩れましたが、要するにその崩れるということは、その下にちょっとだけ硬い岩盤があって、その間から水が通っていて、上に乗っかっている部分が崩れるということです。もともとピアーヌパンタというのは、その断層が持ち上がったときにずれている地形ですので、例えば今回みたいな長雨が続けているときに、もし大きな地震があったとしたら、恐らくピアーヌパンタは、真っ先に道路が崩れるのはそこだろうと、与論で土砂崩れが起きるのもそこだろうと思っています。ということで、やはり道路の点検、そして各集落のは後で触れたいと思いますが、やはり年数が経っていて、昔の家ですので、昔の建物ですので、結局その天井を吊る部材も、その垂木に金具を打ち付けて上の方で留めるというやり方も全部そうだと思います。それをやはり開けて、室内ですらそんなに錆も付いてないでしょうが、釘で留めている状態ですから、台風とかで避難しているときにそういうのが落ちたらどうなるんだろうと。それから砂美地来館も、軽いのあるのですが、上の方に何かを置き忘れたり、何かちょっとした部品が落ちてたりしたときに、簡単に落ちてくる天井は災害を起こさないのですが、何かのもしあったら本当に大変なことだと思うんですね。前の予算委員会でしたか、決算審査のときでしたか、砂美地来館の間仕切りをしているスクリーン、何個もあるスクリーンがその天井に使わないまま上に巻き上げられたままの状態置いてあるのですが、私、飛行機から降りてきてから一番まず心配だったのはそこだったですね。地震の中で、何個もあるスクリーンが落ちてないかという、すごい心配だったのですが、重力がかかっているのに振動がかかると、もちろんそっちの方が弱くなるわけですので、そういう点ですごく気になったのですが、そういうのを含めて施設の再点検、道路関係のそういうところの再点検は、どうしてもお願いしたいなということで、町長、どうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田勉議員、御質問ありがとうございました。この吉田勉議員の質問事項があったときに、場内で読み合わせをするわけですね。そのときにやはり今おっしゃった立長集落、茶花集落が同時に、今回の5月20日の5強では、もう幸いにその津波というのがすぐ来ないというのがよかったというか、またこの前フィリピン沖でのあれは、到達時間の時刻がある程度余裕があったので、その対処ができた。それはもう不幸中の幸いで、その経験ができたということです。さっきの話に戻りますが、立長集落と茶花集落がどうしても近くで津波があったと

きは、もう早急に逃げないといけませんよね。それで車で移動するのか、例えば伊波地区の方が昇龍橋を使って移動するというときに、石が落ちていたりで昇龍橋が崩壊して使えない。あと、さっき言ったピャヌパンタですよね。行ったときに、ムトウの向こうまでは、高台の位置までは、近くの方はできれば徒歩で移動してもらったりとか、やはりそういう情報の共有というか、そういうところは場内で意見が出ました。やはり立長公民館長や茶花公民館長とも情報共有しながら、ほかの地区が、例えば朝戸集落とか叶集落とか、もしかしたら動かないでいいというか、移動しなくてもいい、もともと高台にある集落、そういうところも、どういう地震が起きたときに、どういう初動の行動を起こせばいいというのは、与論町全体でまた自治公民館長会ともしながら、やはり避難しようとしていた幹線道路が寸断でできなかったときにはどの道路で行くんだというところまで、ちょっと待ったりしないといけないというので、そこはまた吉田勉議員の御指導というか、また皆さんのそういう知見をいただきながら、このピャヌパンタが使えなかったときのさらに高みを目指していくというところにはどういう道路があって、どういう方法でというところは検討していくというのが場内でありましたので、またそういうのも踏まえながら、防災監もいますので、防災対策をまたさらに強化を進めてまいりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。本当におっしゃるように、茶花、立長から高いところに避難するときに、例えば役場であれば、大きな断層のところではないのですが、下に役場の段差が付いているところは小断層で、その裂け目の間に役場が座っているわけですね。そうすると、高校に行くところの道路で何カ所かその断層の割れ目のところを埋めてつくっている状態です。ピャヌパンタも然り、昇龍橋も然りですが、そういうところをどうしたら避難できるか。これは、やはりいろいろな専門家をお願いして、与論の場合は、磁気探査で地下の地盤の三次元をつくれる状態になっていまして、大分前にそういう地質調査も全部終わっているわけですよね。だから、先ほど申し上げたように、地層や地形によってその被害が全然違うということで、与論で家をつくるときに、いろいろな公共施設をつくるときにボーリング調査すると、地耐力でN値と言いますが、それが大分高くてどこの建物も杭打ち作業というのをしています。そのまま基礎を固めることで、基礎を頑丈にすることで建物はできています。それで茶花のちょっとした高層の建物でも、基礎をちゃんとして大きく打つことで支えているわけですね。私の記憶では杭打ち作業した建物というのではないような気がします、そういうのを含めてやはり専門家をお願いして、一応その調査した結果は与論町役場にありますので、その結果を

もとにして、地区によってどのぐらいの揺れが想像されるかというのを含めて検討して、今後の防災体制に役立てていかなければいけないなど。さっき申し上げましたが、私たちはウロー山脈と言っていますが、その高台のところに例えば大きな建物が建ってないからいいのですが、これに3階建て、4階建ての建物をもし建っていたとしたら、今回は相当な被害が出たのではないかなと、被害というか揺れがですね。私も、与論の被害が出る一番の目安が震度5強、これが必ず被害が出るんだろうという感じで、私なりに想定をしておりました。今回その揺れがちょっと時間が短かったおかげで大きな災害はなかったのですが、これのもし2倍、3倍あったとしたら、これは大変な災害になるわけですね。だから、そういうのも含めて私たちは専門家ではないのであれですが、想像するだけでも大体そういうのがちょっと想定できます。できればこの町で、今のうちにほかの建物のいろいろなところがありますね、建設だったり、解体だったりでいろいろなお金も必要な時期ではありますが、人の命を守るのが一番大事ですので、そういった専門家をお願いしたいいろいろなシミュレーションをどうしてもつくっていただきたいなと思います。これについて、もう1回すみませんが、今後のそういう約束と言ったらいけませんが、早急にそういう対応していただきたいということで、町長に御答弁いただいてよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田勉議員、御質問、また御指摘ありがとうございます。去年の5月に特別防災振興監も与論町で採用していますので、それはそういう計画を避難も含めて、地震・津波対策も含めながら、災害時にどう対応していくかというマニュアルづくりを早急にまた進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。すばらしい答弁をいただきましたので、この件は置いて、また後でも同じような感じで触れていきますので、質問事項の2の自治公民館の機能強化についてということで、少しまた御質問させていただきたいと思います。さっきも申し上げましたが、行政とかいろいろな指揮系統が、いろいろな面でいざというときは難しいと。今、集落の中で自治公民館の総会をしますと、言葉は悪いですけど老人クラブ、高齢者の方々ばかり集まっていて、若い人たちがほとんど出てこない。また、その老人クラブ関係の集落での総会をしても、やはりそういう中でいろいろな話が出るけど、その仲間が自治公民館の総会とかいろいろな催しにもそのままという形で、非常に心配なんですね。今、水土里サークル活動においても、いろいろ対策をしないといけないことでも結構高齢者の方々の参加ということで何とかつないではいますが、これが年々重なっていくと、もう大

変な状態になるわけですね。そうすると、要するに避難の問題、そうしたときに各集落の避難体制とか、避難の人たちをどうして誘導していくかということになると、どうしても自治公民館の役割がすごい大きいと思うのです。その中で、やはり組織を私は自治公民館の組織の中で40年以上、いい成果を収めているのですが、やはり今度はもうこういう現状ですので、防災機能を徹底して強化した集落のつくり方ですね、役員の中にももうちゃんとした地域防災だけではなくて、本当に本格的にできるようにしていかないと、かなり厳しくなるのではないかとということで、私がその報酬のことをちょっと質問したのが、今のいろいろ自治公民館長の交代とかするときに、若い人たちがもちろん少ないせいもありますが、なり手が少ないということで、私たち西区もそうなのですが、そのためには、いろいろな仕事をしてながらできるという感覚もあるでしょうが、若い人たちが仕事としてある程度できるような感じの仕組みづくりといいますか、そういうのをやっていく。そして若い人たちもある程度その中に入って、防災関係とかもやっていただけるような、すぐはできないかもしれませんが、公民館の連絡協議会、それから行政も含めた中で検討していただきたいと思います。ほとんど高齢者が多くて、次のときに、例えばさっきも茶花の話をしました、自治公民館でその避難を誘導するというときに、これだけの高齢化社会の中でそれをどうして持ってくる、すごい行政でも厳しいし、確かに自治公民館でも難しいのですが、自治公民館にいろいろな負担をかけるという意味ではなくて、できるだけ今のうちにそういう体制づくりを少しでも進めていって、次に備えるという感覚をしながら持っていくと、ちょっとだけ機能強化ができるのではないかと感じて思っています。そういうことで、また町長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） どうもありがとうございます。今、自治公民館の強化というか、本町も少子高齢化が進んでいて、吉田勉議員の西区でも、やはり若者がなかなか集会にも来なくて、総会にも来れないという状況で、今後、災害における防災の体制を含めたところで組織強化がどのような形でできるかは、連絡協議会もありますので、そこら辺、訓練を行うとしても指示系統をまたどういう感じで行うか、基本はやはり集落ごとのそういう体制でないと、周知できないような感じで僕も今思っていますので、先ほども答弁いたしました、地域防災監がおられますので、そこをまた中心に自治公民館の連絡協議会を通して、今の吉田勉議員の発言を提起しながら、また協議していければと思います。あと、その館長の報酬等を今どうのこうのというのは、ちょっと私も即答はできないのですが、そこらも含めて、館長になれるような補助が必要なのかというのは、また検討してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。ちょっとまた別の質問をさせていただきたいと思います。それぞれの公民館の中で福祉館、それから青少年センター、児童館、生活館、そういった感じで4つぐらい分かれているわけなのですが、それぞれに担当部署が違うわけですね。そういうことで、今の西区の公民館がもう築54年で、さっきもありましたが茶花の新しい生活館が43年ということで、もちろん年数が経っていますので、そのコンクリートの剥離とか十分わかるのですが、公民館というのは今からそういう避難場所として一番身近ですし、高齢者が多くて遠くに行けませんので、一番公民館を利用するというのが今からの理想的な形だと思います。だから安全性も必要ですので、昔やった天井の吊り金具とか、それは1カ所、2カ所外せば大体見えますので、そういう点検もしていただきたいなと思います。それで西区の福祉館とかがもう築54年ですけど、今後、すぐ建て替えというのは難しいのですが、いろいろな感じで計画的なそういうのがありますでしょうか。その福祉館のところの担当課の課長にお伺いします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

普段の施設の管理については、今のところ町民生活課と生涯学習課でしています。その館については総務企画課の方で統合して、今後また考えてまいりたいというふうに思っています。やはり西区自治公民館がもう54年経っているということで、相当老朽化が進んでいるというところもありまして、今後また9集落をどういうふうに整備していくのか、順次整備していくのか、またいろいろな方法でこの人口減少社会とかを含めながら、またその自治公民館の役割ということも含めながら、自治公民館制度そのものの維持とか、いろいろなところを総合的に考えながら、その館をどういうふうに整備していくのかということも協議してまいりたいなと思っています。老朽化が激しい西区自治公民館については、もう大規模修繕といったことがなかなか厳しい状況になってきていると思いますので、その辺はまた特別に検討していつてまいりたいなと思っているところです。やはり自治公民館制度と自治公民館は一体と、対となっていますので、その自治公民館を例えば統合していくという話になれば、やはり自治公民館制度も見直していくということにもなりますし、その辺のところも含めて、今後どうしていくのかということもまた検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。確かに老朽化もしていますので、点検、それから今後のまた計画等をよろしくお願ひしたいと思います。あと、西区自治公民館の話をしました。西区自治公民館の後ろに麦屋のへき地診療所が昭和4

3年に開設をして、3年、4年ぐらい前までは、水土里サークルの機材置き場だったり、活動の場としても利用していたのですが、天井の剥離があってコンクリートが上から落ちてくるものですから、そこを使わないようにということで、もうしておりません。それで築58年で、はっきり言えば、もう天井も落ちてくるし危険建物です。ということで、西区自治公民館のその次の整備等の際にでもいいので、できればこの解体等を早い時期でもいいですし、与論町のいろいろな古い建物の解体と同時にとか、予算等の関係もあるでしょうから、できるだけ早い時期に解体の方に進んでいただいて、そしたら避難とかのときも、西区のそのへき地診療所のところは駐車場としても使えますし、いざというときには、今は車に乗って避難してきますから、そういうところでも有効に利用できると思いますので、早めの対応をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時37分

再開 午前10時46分

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、吉田剛議員に発言を許します。

4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） 改めまして、おはようございます。一般質問に入る前に、先日より世界ではサッカーワールドカップが開催されていますが、今朝、私も早起きをしまして観戦しておりました。二度もリードされながら追いついて、勝ち点1をもぎ取り、今回のワールドカップにおける日本代表の優勝への目標に、すごくわくわくしたところでした。我々も与論町のわくわくする未来を見据え、これからも頑張っていけないといけないなと思った次第でした。よろしくお願いします。

では、一般質問に入らせていただきます。

1 少子化対策及び空き家解消について

- (1) 本町の人口もついに令和7年3月頃から5,000人を下回った。令和6年に行われた「こども未来推進ニーズ調査」において少子化の要因は「住居不足」が第1位に挙げられている。空き家解消を住居確保につなげることは、Uターン促進や家族世帯増加に直結する課題だと考えるが、住まいるプロジェクトの推進や入居促進を担う体制強化や組織化について、考えを伺いたい。

2 企業版ふるさと納税の戦略的活用について

- (1) 自然発生的な寄附を待つのではなく、成功報酬型による専門業者の利用など、町のリスクを抑えた攻めの施策を導入すべきと考える。「いくらあれば何ができるか」など明確な試算に基づき、企業版ふるさと納税を原資とした事業展開の展望を伺いたい。

よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田剛議員、御質問ありがとうございます。それでは、質問1の要旨1についてお答えいたします。

与論町の住宅不足解消は喫緊の課題であり、それを少しでも解消するため「住みいるプロジェクト」は令和4年度に発足しました。令和8年3月末までの取り扱い物件数は7件であり、令和8年度は4件を予定しています。主な活動内容としては、大家との交渉、空き家予備軍への普及活動、SNSを活用した集客及びサポーター獲得、空き家・空き地の見守りサービス、DIY講習会及び空き家相談会等の企画・運営です。

また、今年度より総務企画課から建設課に事務局を移し、専任の担当者として地域おこし協力隊を1人配置し、より一層の体制の強化及び普及活動を行ってまいります。

質問事項2、要旨1についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した地域再生計画（第2期与論町まち・ひと・しごと創生推進計画）に位置付けられた寄附募集事業に対し企業が寄附を行うものです。

これまで企業側からは、特定の事業に対しての寄附というよりも、本町のまちづくり全般を応援したいということでの寄附が多く見られますが、御指摘のとおり、自然発生的な寄附を待つばかりではなく、積極的な企業版ふるさと納税の活用を図ってまいりたいと考えています。

そこで今年度から、企業版ふるさと納税の募集事務を専門業者に委託することにより、本町が企業版ふるさと納税を活用し実施したい事業の広報を強化し、特定事業に対する企業版ふるさと納税の活用促進を図ってまいります。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。それでは少し深掘りして質問させていただきます。2025年、昨年、空き家調査というのを建設課でやられたと思うのですが、聞いた話だと、職員が区分けして調査しているということで、まだ情報共有というのは難しいというふうにお伺いしたのですが、今どんな状況なのか教え

ていただけますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

去年、いろいろ職員で回って調査をかけたところですが、なかなか日々の業務が多くて、まだ集計作業に移れていない状況です。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。日頃の業務もあると思います。本当にお忙しい中だと思うのですが、すごく大切な事業だと思いますので、いつ頃にと
いう目標設定とかはされているのでしょうか。教えていただけますか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 今からですね、職員の方に確かめて、夏ぐらいまでを目標に指導していこうかなと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。今現在で結構なのですが、修繕できれば使える家だったとか、予備軍があるかとか、その件数は把握されていますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） すみません、そこもまだ件数的には把握はしていないのですが、ちょうどこのすまいるプロジェクトを発足した当初は、なかなかそういう空き家に対する住民の方の意識がちょっと薄かったのですが、最近をよく「何かこういう物件があるんだけど、どうにか再利用してほしい」という相談件数は、もう確実にすごく増えている状況の中で、やはり解体補助も建設課でやっているのですが、まず解体補助で来たときに、「いや、この家は使えるのではないのですか」というところで御提案をしたりした物件もあります。そういう中で、やはり空き家に対する町民の意識が徐々に高まってきて、スマイルプロジェクトの件数もどんどん多くなって、またそれで空き家解消、住民の住むところを増やしていければなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。すみません、突っ込んでばかりなのですが、その修繕とかをしてほしいという件数が増えてきているとおっしゃっていたのですが、どれくらい増えているかというのはおわかりですか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 今、建設課でやっている空き家事業が、与論町が主体になってやる事業、要は空き家転貸借住宅という事業があります。その中で大体1つ

の家に300万円、400万円ぐらいで改修をかけて、与論町が管理をして貸し出すという転貸借住宅というのが、今、島家1号、2号、3号、4号と4棟を改修してやっています。島家2号棟の方は、シェアハウスを5室持っているところがあります。そこは家が見つかるまでの間とか、そういうところで使っていただいています。それでスマイルプロジェクトの物件としては、先ほど答弁もあったように7軒、また今年度大体4軒ぐらいやっています。そういうことに対して、スマイルプロジェクトは一番最初が令和5年にガジュマルハウスというのが始まりまして、令和6年、令和7年、令和8年とどんどん毎年何軒かずつ増えていますので、そういう感じで空き家の方の対策をしています。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。本当に人口減少をストップするためには、このニーズ調査にも住居不足が第1に挙げられているように、住居確保というのが大事になってくるかなと思います。町長の掲げる一丁目の政策としてすごく重要なことだと思いますので、よろしくお願いします。またこの答弁にもあるのですが、人員も増加してという、地域おこし協力隊の方を1人配置してと書いてあるのですが、人員というのは足りている感じですか。もっと欲しい感じですか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 今ですね、地域おこし協力隊の方が1人常駐してまして、スマイルプロジェクトオンリーで今業務をしています。それで会長のエトウさんとか、その辺のお話をしながら、また本人たちも現場に出て行って、また改修作業をする予定になっています。一応、大体今のところは事務作業ですね、例えば家賃の徴収であったり、総会資料づくりであったり、そういうことを担って今頑張っておられますが、将来的には職員は大体1人でいいかなとは考えています。しかし、やはり民間の動いていただける方々と一緒にまたSNSとか動画で発信をしながら募集をかけて、みんなボランティアでやっていただければなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。人材確保も本当に大事だと思いますので、よろしくお願いします。また、次の質問者の池田議員の質問にもあったかと思うのですが、このプロジェクトに関しては本当に横断的な対策が必要だと思います。建設課だとか総務企画課、こども未来課、場合によっては教育委員会とか商工観光課も必要になってくると思いますが、企画戦略室の活用については、こういったことを横断的にやっていくべきだと思うのですが、町長はどのようにお考えか伺います。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田剛議員、ありがとうございます。やはり人口が減っているのに住宅が足りない。やはり移住の希望者が多いということなのでしょうね。それで、一軒家もいろいろ希望を聞いてみますと、集合住宅よりは何か庭付きの、動物を飼ったりそういったところもあるでしょうが、その一軒家ということになるとなかなかないわけですね。そこで、先ほども裾分建設課長からもありましたが、今までは空き家を貸してと言うとなかなか渋って貸さなかったところを、今はなぜか空き家の提供、何とか改修して町の方でできないかという声が上がってきていますので、それはまたチャンスだと思っています。また、総務企画課の企画戦略室の中に今３人ほど、池田議員の質問にもありますからあれですけど、またそういう重点的にこの住居のことは、どういった方法で、また行政の指導でずっと住宅を建設していくという方針なのか、それともまたこういったスマイル利用だったり、建設課にある全体のその住宅方法だったり、あとまた民間と連携したいろいろな住宅の建て方だったり、いろいろ検討するところがありますので、それをどういう方向でいくのか、また検討してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） ４番、吉田剛議員。

○４番（吉田 剛議員） ありがとうございます。本当に対応の仕方というのはいっぱいあると思います。民間の建設業者も圧迫しないようなやり方とかも、いろいろ考える必要があるのかなと思いますので、いい策を見いだしながら、この少子化対策を進めていけたらなと思っています。

続きまして、質問事項２に入らせていただきます。こちらの答弁にもあるのですが、今年から企業版ふるさと納税を専門業者に委託というふうに上がっているのですが、こちらはもう委託先が決まっているということでよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

今のところ、当初予算でも予算化はしているところなのですが、オンラインで企業版ふるさと納税を専門的に扱っていらっしゃる、オンライン企業版ふるさと納税寄附サイトというところを扱っている業者をお願いできないかなというところで考えています。企業版ふるさと納税というのは、これまではどちらかというと地域再生計画に則った事業に対して寄附を企業からしていただくということなのですが、なかなか地域再生計画を企業がじっくり見て、与論町を選んで寄附されるというケースは少なく、そういったところで与論町としてこういった事業をしており、そこに企業版のふるさと納税を求めていますというところを、この専門的な企業版ふるさと納税寄附サイトを通じて発信していただいて、そこを企業が御覧になって、与論町を寄附先として選択して寄附をしていただくというようなことをもっとでき

たらなというところです。そこには、与論町としてこういう事業をするに当たって、これぐらいの金額が必要だということも提示させていただいて、それをもとに、いろいろな企業から寄附が募ってくるというところで、この寄附サイトは、成功報酬型という運営を持っておりまして、与論町が求めた寄附を集めたら、その成功報酬として何%かをそのサイトが成功報酬として得るというようなシステムです。ですので、成功したらそのサイトにもいくけれども、そこまで寄附が集まらなければ、与論町としての負担というか、そういったものはまだ発生しないというところです。そういったオンラインの企業版ふるさと納税寄附サイトを活用してまいりたいなというところで進めているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 4 番、吉田剛議員。

○4 番（吉田 剛議員） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。仲介業者には20%ぐらいの手数料が取られるというふうに載っていたりしましたので、ただ、与論町には特に負担になるわけではなく、是非、活用してほしいなというところでした。おっしゃっていたように、この事業をやりたいからこれだけの寄附が欲しいというような持ちかけの方が、与論町のためにもなりますし、使いやすい寄附になると思いますので、そういった考えで是非進めていただけたらなというところです。あわせまして、ふるさと納税の寄附額の事業の状況なのですが、ホームページの方に6事業名で載っていたのですが、今現在は何事業名あるか教えていただけますか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

企業版ではなくて、普通のふるさと納税の寄附事業としましては、与論町サング礁基金に載っていますその6事業と、その他特に必要と認める事業というところですので、そこは変更はございません。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 4 番、吉田剛議員。

○4 番（吉田 剛議員） ありがとうございます。ホームページには使い道の欄もあったのですが、そちらの方は表示されていなかったのですが、まだ製作中ということによろしいですか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 今、ホームページのふるさと納税のところをちょっとりリニューアルをしたいというところで、もうすぐホームページの方にアップされるというところになっています。これまでよりも見やすく、そしてまたわかりやすく、そういったふるさと納税のホームページのサイトを準備中です。また、そういった中で、こういったところにふるさと納税が使われたということも積極的に情報

発信して、新たな寄附につなげていけたらというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。その中で、例えばふるさと納税ができるサイトがいくつかあると思うのですが、ふるさとチョイスだったりとか、三菱、伊勢丹のやつだったりとか、ふるなびだったりとかあると思います。そのサイトからいくら入って、この事業に使われたというような表示は可能かどうかというのを伺います。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

ふるさと納税の各中間サイトを通じて、寄附者は与論町に寄附をされるわけなのですが、今回新しくつくる与論町のホームページは、与論町のホームページに入っていて、そこで与論町のふるさと納税についていろいろ詳しく紹介していますので、こういった事業をしているんだなというところを感じていただき、また、ふるさと納税の仕組みを紹介しておりまして、実際にふるさと納税を使う際には、いろいろな中間サイトでふるさと納税の返礼品とかを御覧になれますので、こういった返礼品が欲しいということで、そのふるさと納税のサイトを利用するということなんです。こういった中間サイトを利用してそのふるさと納税に寄附が集まったかとか、事業がされたかというところは、今のところ与論町のホームページでは、そこまではちょっと掲載することにはなっていないと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。これも間もなくアップされるということで、新しくまた見やすくするというで、その段階でそのような課程も特に考えていないということよろしいですか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） そこはですね、新しいサイトを見ながらそこにまた追加できる機能があれば、そういったのも追加して、なるべくふるさと納税の現状が皆さんに把握できるような形で、こういった寄附があり、こういった事業に使われているとか、こういったところからいろいろな寄附が集まってきているとか、そういったものも共有できるようなものにしていけたらいいなと思いますが、そこは今後また検討してまいりたいなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。本当に寄附される方は何となくされる方もいるかもしれないですが、一定数はやはり何に使われているかというのがすごく気になる方がいるというアンケートもありますので、そうやって自分の寄附が

何に使われているかというのがよりわかりやすく表示されると、また次もちょっと寄附しようかなという気になると思いますので、そういった何か見やすいような表示の仕方、サイトのあり方にさせていただけたらなというところです。

聞きたかったことは結構答弁にも載っていましたが、聞きたいことは結構聞きましたので、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） これで4番、吉田剛議員の一般質問を終わります。

ここで昼休憩いたします。午後は、午後1時30分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午後 1時27分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、池田理恵議員に発言を許します。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 議長からお許しをいただきましたので、一般質問を行ってまいります。その前に、昨日行われる予定でした与論高校60周年体育祭が、雨天のため本日に順延になり、このお昼休憩に応援に行っていました。ちょうど校区対抗の応援合戦で、魂のこもった演舞に島の明るい未来がもう約束されたようでした。そこはしっかり橋渡しができるよう、一般質問に挑みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本日の私の質問の根底に流れるテーマは、循環とつながりです。目の前の課題への対処にとどまらず、本町が本来持っているこの豊かさを次世代につなぐための未来への成長戦略という視点から、大きく二項目の質問をさせていただきたいと思います。それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

1 食を通じた教育とまちづくりの循環について

(1) 学校給食は、食育、健康づくり、地域食文化の継承など、子供の成長と学びを支える重要な教育政策であると考えます。令和8年4月より開始された国の学校給食費負担軽減制度において、すでに給食費無償化を実施している与論町における財政面への影響と現状、物価高騰や離島特有の輸送コストを踏まえた給食の質の維持・向上及び今後の学校給食のあり方について、本町の考えを伺います。

(2) 「食」は全世代に共通する入り口であり、学校、家庭、地域などをつなぎ、学びや意識、行動の変化を生み出す大きな可能性を持つ分野であると考えます。そこで、食を通じ、教育、健康、農業、環境、観光、地域経済

をつなぐ「食を通した教育とまちづくりの循環」の可能性について、本町の考えを伺います。

2 持続可能な自立型離島モデルについて

(1) グリーン・デスティネーションズアワード シルバーアワード受賞は、本町の環境保全と観光振興の両立が国際的に評価された成果であり、大変意義深いものと考えます。一方で、持続可能な自立型経済の実現に向けては、課題として示されている観光地マネジメント体制の整備、脱炭素化の推進、地域事業者への取り組みの浸透と見える化など、次の段階に向けた戦略的対応が重要であると考えます。そこで、今後の戦略体制の構築と、持続可能な観光・環境・地域経済政策の展開について、本町の考えを伺います。

(2) 本年度より、縦割り行政を超えた横断的な司令塔として「企画戦略室」が設置されました。そこで、現在の稼働状況と今後の方向性について伺います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 池田理恵議員、いつも質問ありがとうございます。質問事項1の要旨1について答弁いたします。

はじめに、財政面への影響と現状についてお答えいたします。

本町ではこれまで、学校給食費の4割程度を町の一般財源から助成しており、令和7年度は小中学生分をあわせて約1,200万円を支出しています。令和8年度から国・県による公立学校給食費負担軽減補助金、いわゆる学校給食費無償化事業として、小学生1人当たり月額5,200円が補助されることとなりましたが、本町の給食費はこの金額では賄えず、完全な無償化を実現するためには町一般財源による補てんが必要となります。

一方で、これまで給食費の約4割を補助していた町の予算については、無償化事業の創設により財政的に余裕が生じ、その財源に加え、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金なども活用しながら、町の一般財源を300万円程度追加することで、小学生だけでなく中学生まで対象を拡大し、学校給食費の完全無償化を実現することといたしました。

次に、物価高騰や離島特有の輸送コストを踏まえた給食の質の維持・向上につきましては、令和7年度から重点支援交付金を活用した補助を実施しています。また、ふるさと納税を活用し地元特産品を学校給食に積極的に取り入れることで、給食費の負担軽減と食育に努めてまいりました。

輸送コストの現状につきましては、学校給食用物資の適正かつ安定的な供給を行う公益財団法人鹿児島県学校給食会が、送料を含めた県内離島統一価格による食材供給を実施しており、一定程度は抑えられていると考えます。また、学校給食会では年度中の価格改定がないことから、現状、年度当初の契約額で物資調達を行っています。

学校給食の役割は、給食を提供するだけではなく、地域の食文化や農水産物の普及、食材を生産・収穫する過程の学習など、生きていく上でのさまざまな学習機会をあわせて行うことにあります。社会情勢が劇的に変化する中においても、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に寄与するため、給食の充実及び学校における食育の推進に努めてまいります。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員、御質問ありがとうございます。質問1の要旨2についてお答えいたします。

「食」は、私たちが生きる上での原点であり、社会のあらゆるものに関係していることから、食という視点から教育やまちづくりを考えることは、非常に大切なことだと考えます。

食を通じた教育として食育がありますが、食育の主な目的は6つあるとされ、①食材や生産者への感謝の気持ちを育むこと、②好き嫌いをなくし、栄養を考える力をつけること、③食事の姿勢や箸の使い方など、社会性を学ぶこと、④食事が身体の源であることを理解すること、⑤原材料やアレルギー表記などを読み解き、安全な食品を選ぶ力を養うこと、⑥地域の郷土料理や行事食を通じて日本の食文化を学ぶことの6つとなっています。いずれの目的も、子供たちには是非身につけてもらいたい重要な事柄だと思いますので、家庭や学校等を通じて食育の推進を図ってまいりたいと考えます。

また、「食」を通じたまちづくりににつきましては、島の食文化の保存・利活用をはじめ、地産地消の推進や生ごみ等の有機性資源の循環、家庭菜園の推進や無人販売所の活用促進などを通じ、地域経済を循環させる仕組みづくりを検討してまいりたいと考えています。

質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

本町は、観光庁の日本版持続可能な観光ガイドラインモデル事業で2021年と2023年に「世界の持続可能な観光地トップ100」に選出されました。2023年にはエアライングループとして世界で初めて持続可能な観光地づくりのための世界持続可能観光基準（GSTC）にJALが加入し、2024年9月に本町とJAL・JAC・ヨロン島観光協会の4者が持続的な観光推進に関する覚書を締結し

たことを契機として、本町と J A L グループとの連携プロジェクトをスタートいたしました。

2025年4月から、本町へ J A L の職員を「地域連携コーディネーター」として派遣いただき、関係機関の皆様方の御支援を賜りながら、G S T C - D（世界持続可能観光基準）の認証機関グリーン・デスティネーションズアワードのシルバーアワードを受賞することができました。受賞に際し、これまで御理解と御協力を賜りました皆様方に改めて厚く御礼申し上げます。

また、この受賞を機に、評価機関より本町の強みとして挙げられた「自然」及び「文化」の保存と育成に励みながら、弱みとして指摘された「環境」・「組織」・「ビジネス」の各分野の改善を図りたいと考えています。

今後の取り組みとして、まず組織の役割分担の明確化と体制強化並びに事業の見直し（集約と分割）を進めてまいります。

あわせて、本町の観光分野における過去のデータ解析と最新の来訪者データやモニタリングデータの分析と活用を進め、効果的な宣伝活動や特産品開発を促進してまいります。

質問事項2の要旨2についてお答えいたします。

令和8年4月より、与論町における企画調整及び政策の充実を図るため、総務企画課内に「企画戦略室」を設置いたしました。現在、総務企画課の職員を3人配置し、本町の地域課題の解決に資する施策立案のため、既存施策の見直しや各課との連携体制の検討を行っています。

今年度における企画戦略室の取り組み方針として、まずは本町の施策における長期的指針となる第6次総合振興計画が令和9年度より第3期を迎えるため、今年度にて評価及び改訂を実施し、計画の更なる充実と着実な推進体制を構築することとしています。

また、本町の地域課題について、その解決策の前提となる適切な現状把握のために、大学や企業等と連携した地域分析を実施するとともに、課題解決に向け幅広い方々に立案段階での御参画をいただくことで、当事者のニーズに基づいた解決策の企画を推進してまいります。

さらに、厳しさを増す本町の財政状況の中にあって、新規施策の着実な推進の裏付けとなる財源の確保策についても、各課と連携し、本町の地域課題解決への取り組みを広く発信しつつ、官民の新たな財源の獲得に向けた活動を積極的に展開してまいります。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございました。それでは、順に再質問してまいり

たいと存じます。与論町では国の制度に先行して独自財源を確保し、学校給食費の無償化に取り組まれ、物価高騰が続く中、子育て世代の経済的負担軽減や子供たちが安心して給食を食べられる環境づくりに大きな効果があったものと考えます。一方で、給食費の無償化が進むことにより、いつしか当たり前となり、食の大切さや感謝といった本質を見失う懸念があるという声も伺ってはいます。そのような中で、本町の各学校で取り組まれている「弁当の日」は、大変意義深い活動であると考えています。「弁当の日」は、子供たちが献立作成から買い物、調理、弁当詰め、片付けまでを自ら行い、親は手伝わないを基本理念として、自立心や主体性、職員の感謝の心を育む食育活動です。現在、全国で約2,300校以上が取り組んでおり、本町においては、小学校から高校まで一貫して実践されている先進的な取り組みでもあります。そこで本町において、給食費の無償化によるメリット・デメリット、そして「弁当の日」のような食育活動をどのように評価し取り組まれているのか伺います。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 今、2つ御質問があったかと思いますが、無償化によるメリットとしては、保護者の負担がかなり減ったと、小学校で1人当たり3万6000円、中学生で4万2000円ですので、2、3人子供がいると10万円前後の負担軽減になるということ。それから振り込みだったりとか、こちらから滞納者への案内とか、そういった事務的な部分も軽減されたのではないかなと思います。あと、マイナス点というのはないと思うのですが、ちょっと懸念していることが、これまではお金を親が出して、子供は多分感じないと思うのですが、親がちゃんとお金出しているんだから、ちゃんと食べなさいよという視点から、ないとは思いますが、タダだからという意識の中で食べなくても、残してもいいのではないかなというような、そんな気持ちにならないかなというのは懸念しています。あと、「弁当の日」の取り組みについては、ほかの地域で自分も経験がなくて、与論に来てすばらしい取り組みをしているなと思っています。今もですね、各小中高とも行事それから長期休業中に1年生から計画を立ててつくって、そして振り返りまでやって、写真を撮ったり、親の感想を書いたりして、本当にすばらしい取り組みだなと思っています。そういった中で一緒に買い物したり、一緒につくったりすることで、親子の絆だったり、いろいろなことに気付くんだろうなと思っていますところ。これを教育委員会がやって報告しろというのは一度もないのですが、ちゃんと学校がこうやって継続してやっていることは、ありがたいなと思っていますところ。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。まさしく、デメリットは確かに私も

まだ考えにくいかなというふうには感じてはいるのですが、ちゃんとその学校の取り組みとして、「弁当の日」というところも設け、その食という角度にさまざまな多角的取り組み方というか、体験の仕方をしているというところは、全国でも本当に一貫してやっているというところは私が見る限りではなかったもので、すごく先進的な取り組みだなと感じています。この「弁当の日」の目的の1つとしても、やはりこの本町というのは、高校卒業とともに多くの若者が島だちを迎える地域です。将来にわたり健康的な生活を送るためには、自ら食を選び、調理し、健康を管理する力を身につけることが重要であり、その基礎となる自己管理能力を育む教育が求められていると考えます。こうした中、2026年5月に食育基本法が改正されました。制定から約20年が経過し、社会情勢が大きく変化する中で行われた今回の見直しでは、食育を単なる健康づくりにとどめず、食料安全保障や持続可能や農業、地域づくりを支える重要な取り組みとして位置付ける方向性が示されています。また、栄養の量だけではなく質を重視する考え方が重要になってきており、単にカロリーを確保することから、タンパク質やビタミン、ミネラル、食物繊維など、健康を支える栄養の質を重視する方向へと変化しています。先日の国会で、元佐賀市長であり、現在衆議院議員の木下敏之氏がミネラル不足の問題について取り上げられておりました。その中では、加工食品の製造過程において本来含まれているミネラルが失われることや、栄養指導のあり方について言及されておりました。近年、カロリーは十分に足りているにもかかわらず、ビタミンやミネラルなどの必須栄養素が不足する新型栄養失調が、子供から高齢者まで幅広い世代で課題となっています。こうした慢性的なミネラル不足は、低体温や睡眠の質、筋力の維持に影響を及ぼすだけでなく、心の安定や愛着、意欲、集中力にも関わることで指摘され、子供たちの学習意欲、情緒の安定など、心と脳の働きを支える重要な役割を担っています。また、これからの季節は熱中症が懸念されます。熱中症対策においては、水分補給だけではなく、発汗によって失われるミネラルを適切に補給することも重要であるとされています。現在、熱中症対策を目的とした飲料や食品が数多く販売されていますが、その選び方にも注意が必要です。製品によっては人工甘味料や多くの糖分、酸を含むものがあり、過度な摂取や日常的な飲食はミネラルの吸収を阻害し、栄養バランスや口腔環境への影響が懸念されています。特にスポーツドリンクは、大量に汗をかいた後の補給には有効である一方、だらだらと飲み続けることで、虫歯や歯が溶けるといったリスクが高まることも指摘されています。そのため、日常の水分補給は水やお茶を基本とし、激しい運動時や大量発汗時にスポーツドリンクを活用するなど、状況に応じた使い分けが重要であると考えます。また、与論の塩やちみつなど、地域にある自然の恵みを活かしながら、できるだけ自然な形でミネラ

ル補給をする工夫も食育や健康づくり、自己管理能力を育む土台の観点からも大切ではないでしょうか。以上を踏まえ、教育長、意見をお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今朝のサッカーの途中でもありましたハイドレーションブレイクという、水分補給の時間も国際試合でももう導入されていて、熱中症対策についてはどこも行われて、この間の奄中総体でもあったのですが、当然その水分補給だけに目が行きがちなんです、自分が今まで何十年か教育をやっていて、熱中症になっているほとんどの子供が寝不足、朝ごはんを食べていない、自分は合併症かなと思っているんです。なので、単なる水だけを、塩だけを取ればいいということじゃなくて、やはり体調が悪かったらなりやすいのだろうなと思うので、食事というのは大事だなと思っています。そして、集中力なんかもですね、脳なんかもブドウ糖が関与していますので、朝から食べてないと、やはりぼうっとしている子供が多いという部分も出てきています。そういった中での集中力というのは、食べないといけないなということと、あと、情緒の安定にしても、いろいろな神経伝達物質であるセロトニンとかドーパミンなんかもそのミネラルだったり、ビタミンだったり、いろいろなそういった部分、それからうつ状態にならないためにも腸内環境というのが大事だと思うのですが、そのためには繊維物だったり、乳酸だったりということも必要になってくる。と考えると、食事をバランスよく取っていかないと、学習面にしても、いろいろな面に影響していくのかなと思っているので、その食というのは大事だと思います。そしてその食の指導の中で、先ほど池田議員が、つながりと循環が大事だということを言われましたが、社会の中で、食物を育てるところから、そして食べてそれがまた肥料になっていくという循環だったり、いろいろな方々とつながりがあって口に入ってきているんだということの感謝の気持ちを込めながら、食事をいただくということも大事だと思いますので、そういった意味では総合的に指導していく必要があるなと感じています。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。本当に食を選ぶ力というところが、今からは大事だなというふうに考えています。私も子供たちを遠征に連れて行って、何か朝食なり、夕食なりをちょっと買ってきてねという時間があると、やはり子供たちはいろいろなものを選んできて、非常に大丈夫かなと不安になるような場面も多々見てきています。やはり日頃から自分が選ぶという、自主的に選べるというところまで、教育の方を発展していけたらなというふうに感じるところです。先ほどの食育基本法の改正についてなのですが、食料安全保障や農業・漁業の持続可能

性を支える国家的・地域的な取り組みとして食育が改めて重要なものとしても位置付けられています。具体的には、食料安全保障と適正な価格形成の明記、学校における農林漁業教育の強化、大人の食育の推進、そしてP D C Aサイクルによる実効性の確保などが盛り込まれています。私はこの法改正は、食を単なる栄養や健康の問題としてではなく、教育、農業、観光、環境、地域経済などをつなぐ地域づくりの基盤として捉え直す大きな転換点であると考え、次の食を通じた教育とまちづくりの循環について、足元からできることを見つめ直し、再質問いたします。

ここで、産業課長にお伺いいたします。答弁でもあったのですが、島の素材を活かした野菜づくりや島野菜の無人販売所の取り組みは、単なる販売の場にとどまらず、地産地消の推進、環境負荷の軽減、高齢者の方々や島民の方々の生きがいがづくり、世代間交流、地域経済の循環など、多面的な価値を生み出す可能性を持っていると考えます。農林水産省においても地産地消は、地域経済循環や食料安全保障の観点から重要な政策として位置付けられており、全国では小規模な直売活動、特産品開発や地域ブランド化、観光振興への発展した事例も見られます。そこで、無人販売所をはじめとする地域の小さな取り組みを環境循環型農業更新、担い手育成、食育、特産品開発などに結び付けながら、どのような循環を生み出していく考えか。また、将来的に与論ならではの魅力ある産業やブランドづくりへの発展など、何か構想などございましたらお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） 御質問ありがとうございます。すばらしい構想というところまでまた全然ないのですが、一応、去年のセグロウリミバエの関係もありまして、島の無人販売所の数を一応確認したところ、今確認できているのは25カ所ぐらいあります。おっしゃるように、それぞれの地域の小さい取り組みかもしれないのですが、みのり市とまごころ市以外はもう無人販売所なので、それぞれ小さいのですが島の中に25カ所ぐらいあるというのは、集めればそれがそれなりに1つの大きなつながりになっているのかなと思っています。その100円市、無人販売所がどういった地域での取り組み、循環を生み出していくかということを考えさせていただいたのですが、この島でいうと一番わかりやすいのは、観光という一番メニューがあるところなので、その観光振興という意味でいくと、すごく循環をつくりやすいのではないかなというのは思ったところでした。なかなか農林水産業をどうやって地域内循環を回していくかということだと、やはり地元で生産された農水産物を家庭で消費するだけではなく、また学校給食で提供するだけではなくて、ホテルといった宿泊施設であったり、飲食店というところできちんと利用してもらうということが、その地域の循環を進めることだと思っています。ただ一方で、現状として

は、なかなか安定的な食材提供ができないということで給食の方への材料もいつてないですし、そういったところが限定的となっているかなと感じているところです。一番思うのは、島の100円市を運営しているのは誰かなと考えると、やはり島で健康で元気なおじいちゃんだったり、おばあちゃんだったりというところで考えると、農業は生涯にわたってできる産業かなと思っていますので、そういった小さな農業がうまく利益としてなっていくんだよというのを観光とリンクしていくと、地域経済がうまく回っていくのではないかなとは思っているところです。ちょっとうまく言葉になりませんが思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。まさしく私も同じ構想ですが、ここをちょっと具体化してみました。内閣府と経済産業省が提供する地域経済分析システムのデータによりますと、本町の地域経済循環率、2022年がちょっと最新なのでこの数字しかお示しできないのですが、この年で58.3%となっています。これは本町の稼ぐ力が数値的には弱く、外からの資金注入で経済が回っている一方で、そのお金も生活必需品やエネルギー代として島外へ流出している、言わば穴の開いたバケツに一生懸命水を注いでいるような状態を示しています。本来の理想は自立を示す100%ではありますが、離島という特性上、化石燃料や特定の資材を島外から買わざるを得ず、一定の漏れが生じるため、まずは70%から80%ラインに乗せることを目指すというのが現実的なようです。58.3%から確実な上昇トレンドをつくっていくことが、またさらに大事なことだと伺っています。ここで数値を何%というよりかは、本当に重要なのは、この数値を59%、60%と少しずつでも引き上げていくことにございます。仮にたった1%引き上げた場合、2022年のデータを参考にしますと、与論町の人口が5,000人、1人当たりの町民所得が260万円で、地域経済循環率の計算式に当てはめると、町の総所得が約130億円の1%で、つまり年間約1億3000万円が島外へ流出せず、島内の業者の売上げや農家の所得として町内にとどまることを意味します。さらに、このお金は島内で次々と使われる乗数効果により、何倍も経済効果をもたらします。1億3000万円と聞くと、個人的には途方もない金額にも聞こえてしまうのですが、これを町民5,000人で割り、さらに365日で割ると、1人1日当たり約71円になります。例えば自動販売機で160円のスポーツドリンクを買うのをやめて、水筒に水と与論の塩を入れたり、週末のスーパーで島外産ではなく、島内の農家さんがつくった野菜を1パック多めに買ったり、もうこれだけで目標値というのは余裕で達成するのではないかと試算しています。これからの地域づくりを考える上で、何をどれだけ生産したかだけで豊かさを計る時代から、地域にどれだけ

価値が残されているかを計る時代へと移りつつあると感じています。近年、国際的には新国富指標という考え方が注目されています。これはGDPというような経済活動量だけではなく、自然資本、人的資本、社会資本を含めて、本当の豊かさを評価するという考え方です。その視点で与論町を見たときに、私たちは豊かな自然環境や食文化、人と人とのつながりという大きな財産がございます。その一方で、高齢化や人口減少、食料やエネルギーの島外依存などの課題も抱えています。また、厚生労働省の調査では、全国の在宅高齢者の約7割に低栄養又はその恐れがあることが指摘されています。特に独居高齢者では、パンや麺類など手軽な食事に偏りやすく、タンパク質やビタミン、ミネラルが不足する、先ほども申し上げました新型栄養失調が課題となっています。低栄養は筋力低下やフレイル、認知機能の低下、要介護状態のリスクを高めるだけでなく、生きがいや社会参加の機会を失う要因にもなりかねません。そのような中、私は家庭菜園や小規模な野菜づくりに大きな可能性があると考えています。野菜づくりは、新鮮で栄養価の高い食材の確保だけではなく、身体活動や生きがいづくり、人との交流、地域経済の循環にもつながってまいります。一方で、高齢者が身体機能の低下により、1人で畑作業を続けることが難しい方も少なくありません。だからこそできないで終わらせるのではなく、作業を細分化し、多世代で支え合う仕組みが重要ではないかと考えます。理想としては、耕うんや重労働などは若い世代が担って、高齢者の方々は苗作りとか、栽培の知恵を伝えるなど、それぞれが役割を持つことで多世代交流や生きがいづくりにもつながると考えています。

そこで、健康長寿課長にお伺いいたします。以上のことを踏まえて取り組まれていることでしたり、これまでやってきたことでしたり、何かそういったところをちょっとお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） 御質問ありがとうございます。今年度6月から、ちょうど今月からなのですが、就労的活動支援コーディネーターという方を地域包括支援センターに配置をお願いしています。この就労的活動支援コーディネーターというのは、高齢者の経験や知識、そして技術を地域のニーズとつないで、生きがい、社会参加を推進する役割というのを担っているのですが、地域包括支援センターの中に寄せられる御意見で、「まだ働きたい」あとは「地域の役に立ちたい」とおっしゃる高齢者の方が、一定程度いらっしゃることを聞いています。本町には、皆さん御存じだと思いますがシルバー人材センターがなくて、高齢者の経験、そして技能を地域活動に活かす仕組みづくりというのが十分ではない状態なのかなというふうに考えていますが、この就労的活動支援コーディネーターが、高齢者の希望

とか能力、地域のニーズを結び付けることで、生きがいとか社会参加の促進、そして介護予防、認知症予防につながることを期待しているところです。高齢者への食育については、配食サービスとか食生活改善推進員さんによる調理講習会だったり、健康教育というのは行っているところなのですが、食習慣というのはやはり長年にわたって形成されるもので、変えていくというのは非常に難しいなというふうに感じているところです。一方で、先ほど議員からもありましたように低栄養だったりフレイル、あとオーラルフレイル、こういうことが要介護状態につながる大きな要因となっているということははっきりしてしまっていて、継続的な取り組みというのがやはり重要ではないかなと感じています。また先ほどありましたミネラルについてなのですが、本当に子供から高齢者までミネラル不足というのは課題となっているかなと感じています。特に高齢者は食事が少なくなったり、偏った食事によってカルシウム、鉄、亜鉛とかいうのは不足するというふうには、私も非常に感じています。本町は魚介類だったり、海藻類だったり、本当にミネラルがたくさん含まれる食材というのが周りに溢れていますので、今後は食育、そして介護予防事業に加えて、高齢者の食、あとは脳ですね、やはり100円市という御意見がありましたが、そういう活動を通じて地域で活躍できる機会を進めることで、健康づくり、そして生きがいづくりにつなげていけたらなと考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。ちょうど今月からということでコーディネート活動に期待が高まるということです。ありがとうございます。本町であちこち見かける無人販売所。監視カメラもなく、対価がきちんと支払われる日常の風景は、住民同士の深い信頼関係、いわゆるソーシャルキャピタル、社会関係資本の高さを示す本町の誇るべき無形財産です。私は、この無人販売所にとってもいろいろな可能性を感じているところです。コミュニティ・スクール等の生きた教材としても大いに活用できるのではないかと考えています。そして、この一日71円の行動シフトを町民の皆様に促すために、行政や学校、地域を巻き込んだ仕掛けも必要かと考えています。例えば、島内に点在する無人販売所、先ほど25カ所ほどあるとおっしゃっていましたが、こちらの場所でしたり、旬の情報をSNSやマッピングして発信したり、のぼりや看板をデザインして魅力化を図るなど、具体的な投資が町民の足を満たし、島に訪れた方々にもこの販売所での野菜を買うという行動を自然に促すきっかけになるのではないかと考えています。大きな資本や箱物に依存するのではなく、島にある自然と人のつながりで経済や命を回していく、この道端にある無人販売所の姿は、持続可能な自立型離島モデルの究極の縮図であるとも感じています。これがまたどんどん願いがかなっていくことを願い申し添えまして、

次の質問に移らせていただきます。

課題に上げられていた中の今回は脱炭素化の推進について、ちょっと掘り下げてまいりたいと思います。環境問題は奥が深く、どのレンズから現状を見るかによって、今、何をすべきかが大きく変わってまいります。地球の限界を示す科学的指標であるプラネタリー・バウンダリーによれば、現在、気候変動以上に深刻な危機にあるのが生物多様性の損失です。国が推進する脱炭素化も、本来の目的は単なるCO₂削減ではなく、この失われた多様性を回復させ、自然の循環を取り戻すことにあるはずで。例えば、木の役割を考えてみますと、木はCO₂を吸収するだけではなく、根で雨水を蓄え、落ち葉が豊かな土壌微生物やたくさんの生き物のすみかとなります。そして、森の土から溶け出したミネラルが地下水を通じて海へ運ばれることで、初めて与論の美しいサンゴや海の命が育まれます。これこそ、私たちが守るべき本来の自然の循環です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書でも、健全な森や土壌、そして海が育むブルーカーボンこそが最大の炭素吸収源だと証明されているとおり、木を植え、土を豊かにし、生き物のすみかを守り抜くアプローチこそが、結果として最も確実な脱炭素となるのです。だからこそ本町は、脱炭素を単なるエネルギー削減の枠組みとして捉えるのではなく、与論の自然の循環を守り抜くために活用するという戦略的な視点を持ち、環境保全が農家や事業者の利益にもつながる儲かる仕組みをつくればと思っています。豊かな海と生きた土の循環があり、子供たちが豊かに育ち、自立して暮らせる与論島。このありたい未来から逆算し、今を選び直してまいりたいと考えますが、こうした自然環境の保全と経済循環の両立について、商工観光課長の視点からお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 大馬商工観光課長。

○商工観光課長（大馬福德君） ありがとうございます。まさに今年異動しまして、商工観光課に10年ぶりに来たのですが、環境も含めて教育委員会にもいましたので、食と教育、そういったものも絡めてですね。初めて環境問題が日本の京都で開催されたとき、これが1997年に京都議定書ということで採択され、それがのちのパリ協定の方になるのですが、個人的には、私もいろいろ歴史関係も勉強させていただいて1万2000年ぐらい前に、今よりも温度が高かった時代もありまして、ノアの方舟のそういう伝説も残っているときに、今よりも本当に2度から3度高かった時代があります。世界的な研究者の発表にもあるのですが、ちょっと最近のその脱炭素の部分に関しては、二酸化炭素が増えたことによって地球温暖化が進んでという発表になっているのですが、その研究者の発表は全く逆の発表がされているんですよ。地球温暖化があつて氷が溶けて、それに含まれている二酸化炭素が溶け出て、二酸化炭素が後で増えたというその研究者の発表もあります。それはさておき

ですね、2000年に最初に商工観光課に来たときに、そういう事例も見ながら、あと1998年にサンゴの白化現象があり、2000年にまた与論でも2回目の白化現象がありました。そういった経緯もありまして、環境にとっても興味があったものですから、私個人も環境プロジェクトというビジョンの計画書を商工観光課のその2000年の時代につくって、これをもとに環境ビジネスということで観光に活かせないかということで、環境ビジョンを2000年につくっています。それをもとに今いろいろ観光に活かせないかということで、教育委員会とも連動しての環境教育とか、そういうプログラムを小中高、大学、企業、そういったものと連携して、新たな観光ビジネスができないかというのでつくってありますので、もし興味があれば、後ほどまたこの環境プロジェクトの方を差し上げたいと思います。これは環境課長にもお渡ししてあります。その後、2010年からまた教育委員会に行って、そのときは高校の2学級存続の問題があったものですから、高校の2学級存続に向けての与論町の高校教育の魅力を向上させて、島留学をする人を増やそうという計画のビジョンをつくって、環境プロジェクトの次にまたその高校の2学級存続のプロジェクトもつくってあります。その中では食の部分がとても大きくて、森に行けば肥料も化学肥料もまかないのに、毎年果樹は実り、きれいな花を咲かせますが、人が一生懸命耕している畑は、毎年肥料も化学肥料も種も買って植え付け、除草剤もまいて、一生懸命毎年動かないと一定量の作物が取れませんが、自然の中では、浜辺の中でゲンヤのハマダイコンとかは、浜辺であんな潮風に吹かれてすごく実るのですが、それを見た人が参考にして、インスピレーションでカイワレ大根を開発したという歴史もあります。与論の場合は、直径が3キロから4キロぐらいなので、真ん中に畑をやってもバブルジェット効果ですごくミネラルが島全体を包むので、その自然に特化した土づくりをすると、自然にミネラルを含んだ大根や人参とかそういう野菜がつくれると思うのです。だから、そういったものに土づくりから野菜づくり、それを確保して二次製品をつくって付加価値を付けて売するという、そういうビジネス、第1次産業から第2次、第3次、第4次産業に発展させて、観光につなげていくというのが、私の個人的な島での観光のビジネスモデルだと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。私もなぜ脱炭素化の方に今回は注目を置いたかということ、やはり地球サイクル的にも寒冷化の前に温暖化になると、太陽運動が非常に影響しているというところからの本質的なところで、数字にとらわれるのではなく、おっしゃったように、豊かな土をつくるための自然環境の循環とか、私たちは自然に生かされているというところに元返しをして何をすべきかとい

うところで、もう非常に課長ありがとうございました。是非、またその環境ビジョンというところをよろしくお願いいたします。最後に、脱炭素化の推進につきましても、単なる単独の課で完結するものではなく、各課をまたがる横断的な政策にもなるかと思います。単なる数値目標の達成ではなく、与論の自然循環を取り戻すための仕組みづくりとして、一丸になって取り組んでいただきたいと切に願い、最後の質問に移らせていただきます。

企画戦略室が担う横断的な役割についてですが、次は、総合振興計画を立てていく極めて大切な年です。この重要な使命において私が強調したいのは、分厚い冊子をつくって満足して終わらせるのではなく、そこの現状をどう分析し、未来からどう逆算するかという計画を練り上げるための周知な計画が何より重要かと感じています。これからの振興計画に不可欠なのは、地球規模で考えて足元から行動するという視点です。気候変動や脱炭素といった世界的な課題としっかり捉えつつも、それを足元、与論島の土と海を守る、無人販売所で島の野菜を買うといった町民一人一人のリアルな日常へと落とし込んでいく、魔法のような大技ではなく、こうした血の通った具体的な政策を一つ一つ積み上げていくことこそ、地道な積み重ねの先に本町の経済を循環させる確かな成長戦略だと考えています。企画戦略室には、役場内の調整役にとどまらず、町長のトップセールスや出張に随行する機会を設け、常に全庁的な課題を頭の片隅に持ち歩き、外で得た気付きや国の動向を即座に町の成長戦略へと結び付ける機動力を持った町長の右腕として機能していただきたいと考えています。今の段階では、まだ計画を練るための計画の段階だとは思いますが、総務企画課長の思いや御意見等をお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） ありがとうございます。お答えいたします。

企画戦略室を今年度から設置しまして、室長をはじめ、3人の職員を兼務で企画戦略室付にしています。3人とも財政を担当していたりとか、あといろいろな奄振事業だったり企画を主に担当していたり、人事を担当していたりということで、非常に総務企画課内でも非常に大きな事務を担当しているわけなのですが、そういった中で、企画戦略室というのを今年度から新たに設けまして、その取り組みを進めてきているところです。答弁書にあったとおり、第6次総合振興計画の第3期実施計画がまた来年度から始まるということで、今年度はその見直し策定に向けてというのが大きなところとなっています。企画戦略室ということなので、これまでのそういった事業にプラスアルファして、いろいろしてしかないといけないというところですが、やはり今インターネットの時代で、いろいろな各自治体の先進的な取り組みといったものが非常に入手しやすくなっています。そういった取り組みを

アンテナを張って入手して、ちょっとこれはどうかなというところがありましたら、それを我が町に置き換えて、どうだろうかというところをまた検討していくというところも大事なかなというふうに思っています。それから、総務企画課だけではこれはできませんので、基本的には企画戦略室は各課の取り組みを後押しするという立場、スタンスを取っておりまして、各課でちょっと事業の推進がうまくいってないときのいろいろなサポートといったことも、この企画戦略室でしてまいりたいなというところなんです。それから役場内にとどまらず、町民のいろいろな各種団体からのまちづくりに対する意見等も踏まえながら、またそういったところと協働しながら、まちづくりを進めていくということも大事なかなと思っています。鹿児島大学、清水建設さんとともに、今連携協定でしています人づくり構造というところも、やはり地域づくりは人づくりなので、人づくりに重点を置きながら、いろいろな主体がこの与論町に対するまちを思う気持ち、まちづくりに対するいろいろな政策提案をどんどん出していただくような形がやはり望ましいのかなというところもありますので、そういったところもまた企画戦略室で強化していけたらなと思っています。いろいろ企画戦略室に対する期待は大きいかなと思いますが、なかなか兼務でしている関係でそういったこともありますので、なるべく各課と連携しながら、また町民の皆様にも御協力をいただきながら、この島をまた一步ずつ前に進めていけるように取り組んでいけたらなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。おっしゃるとおり、人づくりというところが一番重要なかなというふうにも感じており、与論の強みとしては、与論の島民はみんな与論のことが好きだと、この根底がやはり島づくりに一番大きな財産になるかなと思いますので、とても期待しています。

また続いて、前回の一般質問でも意見を伺いました副町長からも一言お願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） ありがとうございます。本町の抱えている課題については、池田議員さんも御承知のとおりで、ここであえて具体的には申し上げませんが、特に公共施設の老朽化も進み、早急に更新しなければならない事業など、本町が抱える課題のその多くが本当に多岐にわたり、その対応というのは、もう単独の担当課だけでは完結できるものではなくなってきています。各課においても人的パワーが不足する中で、日常の業務や住民対応に追われ、将来のビジョンを計画的に描けられない状況にもあります。このような中で、従来の縦割り行政の枠組みを超えて、各課が抱えている将来のビジョンを一元的に把握し、課題の魅力化を図りながら、

全庁的な視点で施策の企画、立案を進めるために、各課横断的な司令塔として企画戦略室を設置したところです。企画戦略室においては、各種事業について、いつ、何を、どのような手法で実施し、いつまでに成果を目指すかといった具体的な工程表を作成し、見据えたシミュレーションを行うことで本当に実効性の高い政策形成に取り組んでまいりたいと思います。また、国や県の補助事業に頼ることだけではなくて、あらゆる方面からの財源確保方策についても一体的に取り組んでいけたらと感じているところです。機能がまだ十分に機動されていない点もございますが、企画戦略室に新たな職員を配置することができず、年度末における国・県への実績報告とか、出納整理業務といった既存業務の執行を優先せざるを得ず、新たな戦略的業務へのシフトが遅れている状況にもございます。しかしながら、課題が複雑化している現状において、まずは組織の器、枠組みをつくらなければ横断的な議論すら始まらないという危機感から、設置を優先してきたところです。今後、企画戦略室は、与論町の未来を切り開くための部署として、一日でも早く機能できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。一つ一つ丁寧に積み上げていくことが重要かと感じました。ありがとうございます。

では、最後になりますが、総括と言いますか、思いを町長から一言いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員の御質問、先ほどから聞いていて大変感銘を受けました。具体的に、やはり目標の数字にこだわる必要はないとおっしゃっていますが、確かに指針となる数字は私は大切だと思っていて、先ほど地域経済循環率の 58%という数字も出されて、1 億 3,500 万円が一日に 71 円だと、それははっきり言ってわかる数字なので、そう言われたら、ああ、確かになというところです。確かに循環とつながり、池田議員がおっしゃるとおりで、私たちこの与論島というのは、周囲 20 数キロしかなくて小さな島ですよ。地理的なことを移動するわけにもいかないので、もう自然環境の中でしか対応していけない。農業にしても漁業にしても、いろいろなものにしても、365 日平穏で波風が立たないというのではなくて、もうほとんどが季節的には台風が常駐したり、この前みたいにまた地震が来て津波だとか、いろいろそういう心配される中でできる作物は何なのかも含めて、基幹産業等もありますけども、ほかの島と比べる必要もないのですが、例えば徳之島とか沖永良部島みたいに 1 農家の当たりが何十億円もあって、バリエーション等そういう大型農業ができれば、そういう反収が上がれば、そういった農業も力

を入れてというところなのでしょうが、御存じのように畜産、さとうきび、そして
いろんな作物をつくる中でいくと、生産性はどうしてもその2つの島とは競争を
なしえていけないという環境もあります。今、山下副町長がおっしゃったとおり、
私は、第6次総合計画の途中で町長になったわけです。そこを継承していくという
公約を掲げて町長になりましたので、令和9年度から新しい期に入らる中で、企画戦
略室を設けてこれからですが、もういろいろな意見が問題・課題がありますので、
そこは全ての議員や役場職員、そしてまた町民とまた一体となって問題解決に推進
していければと思います。本当に今回の御質問ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。おっしゃるとおり、その尊い積み上
げですね、次の計画が全町民で共有するための確かな道しるべとなることを強く願
い、町長をはじめ、執行部の皆様の更なる御尽力に御期待申し上げ、私からの質問
を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） これで、1番、池田理恵議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後2時28分

再開 午後2時38分

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第5 議案第32号 与論町ふるさと創生人材育成基金設置条例の一部を改正す る条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、議案第32号「与論町ふるさと創生人材育成基金
設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第32号、与論町ふるさと創生人材育成基金設置条例の一
部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、現行の与論町ふるさと創生人材育成基金を島の将来を担う若者の人材
育成にも活用できる基金とするため、基金の名称を「与論町人材育成基金」に改正
するとともに、基金の目的を定めている第1条を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた
します。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第３２号、与論町ふるさと創生人材育成基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号、与論町ふるさと創生人材育成基金設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 議案第３３号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第６、議案第３３号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第３３号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）は令和８年３月３１日に公布され、原則として同年４月１日から施行することになりました。

これに伴い、所要の改正、規定の整備等を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明としま

す。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第３３号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第３４号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第７、議案第３４号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第３４号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和８年政令第２号）が令和８年４月１日から施行されることに伴い、与論町国民健康保険税条例の所要の改正を行うため、与論町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番、林敏治議員。

○9 番（林 敏治議員） この条例に反対するものではありませんが、確認をちょっといたしたいと思います。議案第34号の差し替えをするということでございました。その修正箇所は黄色いマーカーをしているということでありましたが、前回配っていただいた条例とその差し替えをした文言を比べてみましたら、どこが間違っていたか、その箇所をちょっと教えていただけませんか。

○議長（沖野一雄議員） 坂元税務課長。

○税務課長（坂元 守君） このたび議案の差し替えということで、皆様方には大変御迷惑をおかけしたことを、まずおわび申し上げます。修正箇所の説明ということだったのですが、まず最初のところは、所得割額及び被保険者均等割額がつつらと書いてあったのですが、こちらの方が総務省から示されている参考条例の方が計算方法が国保税条例の場合、3方式、4方式とあるのですが、その両方を書かれたものをそのまま書いてしまいまして、与論町は現在3方式を取っておりまして、4方式というのはこれに資産割というのが入ってくるのですが、与論町の場合その4方式の資産割の方は入れていなくて、こちらの方が全部入っていたものを修正したものです。続きまして、第23条第3項の改め文なのですが、そちらの方の産前産後期間の「期間」の漢字が間違えておりまして、こちらの修正となっています。続きまして、第23条第3項第9号の改め文の中の「第9条の6（第9条の5）」というのは、こちらがまた先ほど申しあげました資産割を含めた場合の条文の方の指定をする方でありまして、本町の場合は資産割を取っておりませんので、「第9条の5」と書くのが正しかったのですが、「第9条の6（第9条の5）」と書いてありましたので、そちらを修正したものです。以上となります。

○議長（沖野一雄議員） 9 番、林敏治議員。

○9 番（林 敏治議員） 今の説明では、私が見る限りでは一緒ですけどね、別に文言というか数字は変わっていないように見えます。

○議長（沖野一雄議員） 暫時休憩します。

————○————

休憩 午後2時44分

再開 午後2時59分

————○————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂元税務課長。

○税務課長（坂元 守君） 大変失礼いたしました。タブレットの方に表示されています議案の方が正しいですので、そちらの方の御確認をお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 9 番、林敏治議員。

○9 番（林 敏治議員） 了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 4 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 4 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 4 号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 4 号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 3 5 号 令和 8 年度与論町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第 8、議案第 3 5 号「令和 8 年度与論町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 3 5 号、令和 8 年度与論町一般会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金 2 億 5 3 7 8 万 9 0 0 0 円、繰

越金2億600万円などを追加しています。

次に、歳出の主なものとしまして、電算管理費9175万1000円、介護保険事業費4849万4000円、ヨロン島サンゴ礁基金費1億192万8000円、清掃センター解体撤去事業基金へ1億円、町営住宅等整備基金へ4000万円、こども園新園舎建設基金へ5000万円などを増額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ5億2154万2000円を追加し、一般会計予算総額61億9312万9000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、令和8年度与論町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、令和8年度与論町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第36号 令和8年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、議案第36号「令和8年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第36号、令和8年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、繰越金589万2000円を追加しています。

歳出の主なものとしましては、諸支出金保険給付費等交付金償還金586万1000円を追加しています。

歳入歳出それぞれ589万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7146万3000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、令和8年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、令和8年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第37号 令和8年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、議案第37号「令和8年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第37号、令和8年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、第1号被保険者保険料を15万4000円追加しています。

歳出の主なものとしまして、介護予防住宅改修費を50万円追加しています。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ79万1000円を追加し、予算総額7億4356万2000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、令和8年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、令和8年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 3 8 号 令和 8 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第 1 1、議案第 3 8 号「令和 8 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 3 8 号、令和 8 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金 7 万 4 0 0 0 円を追加しています。

歳出では、一般管理費 7 万 4 0 0 0 円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万 4 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 2 5 4 万 5 0 0 0 円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 8 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 8 号、令和 8 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号、令和８年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第３９号 与論辺地総合整備計画の変更について

○議長（沖野一雄議員） 日程第１２、議案第３９号「与論辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第３９号、与論辺地総合整備計画の変更について提案理由を申し上げます。

本町における令和８年度実施事業のうち、一部事業については、その財源として辺地対策事業債の活用を予定していますが、辺地対策事業債の適用要件として本町の辺地総合整備計画への追加記載が必要となることから、本町の辺地総合整備計画について、追加事業分を記載する変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第３９号、与論辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第39号、与論辺地総合整備計画の変更については可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第40号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（沖野一雄議員） 日程第13、議案第40号「与論町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第40号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本町における令和8年度実施事業のうち、一部事業については、その財源として過疎対策事業債の活用を予定していますが、過疎対策事業債の適用要件として本町の過疎地域持続的発展計画への追加記載が必要となることから、本町の過疎地域持続的発展計画書について、追加事業分を記載する変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） この過疎の渡船施設、渡船、県港湾海岸環境整備事業負担金、この中身をちょっとお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 御質問ありがとうございます。今、茶花港の方で－5.5メートルのところのかさ上げ事業と、与論供利港の方のエプロンの補修の打ち替え、それとその近辺の舗装のやり替えなどの県に対する与論町の負担金のことです。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 内容の文面を見ると、海岸環境整備と書いてあるものだから、観光ホテルの前の事業のことかなと思って聞いたところだったです。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は、可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第40号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更については可決されました。

—————○—————

日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算（第12号））

○議長（沖野一雄議員） 日程第14、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算（第12号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第3号、専決処分の承認を求めること（令和7年度与論町一般会計補正予算（第12号））について提案理由を申し上げます。

令和7年度繰越明許費を令和7年度与論町一般会計補正予算（第12号）として専決処分いたしました。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会

付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町一般会計補正予算（第１２号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町一般会計補正予算（第１２号））は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第１５ 承認第４号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町介護保険特別会計補正予算（第５号））

○議長（沖野一雄議員） 日程第１５、承認第４号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町介護保険特別会計補正予算（第５号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第４号、専決処分の承認を求めること（令和７年度与論町介護保険特別会計補正予算（第５号））について提案理由を申し上げます。

令和６年度介護給付費県負担金の交付額確定に伴い、返還金が生じたことから、令和７年度与論町介護保険特別会計補正予算（第５号）として専決処分いたしました。

歳入の主なものとして、介護給付費負担金に２３６万１０００円追加しています。

歳出については、償還金に２６３万６０００円追加しています。

歳入歳出の総額に、それぞれ２６３万６０００円を追加し、予算総額７億４８９万７０００円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町介護保険特別会計補正予算（第５号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町介護保険特別会計補正予算（第５号））は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第１６ 承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号））

○議長（沖野一雄議員） 日程第１６、承認第５号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第５号、専決処分の承認を求めること（令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号））について提案理由を申し上げます。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合への納付金について、予算に不足が生じたことから、令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）として専決処分いたしました。

歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料に３７万５０００円を追加しています。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金に３７万５０００円を追加しています。

歳入歳出の総額に、それぞれ３７万５０００円を追加し、予算総額８６９４万９０００円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第５号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号））は、承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩をします。

—————○—————

休憩 午後３時２５分

再開 午後３時２９分

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第 17 同意第 1 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

日程第 18 同意第 2 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

日程第 19 同意第 3 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

日程第 20 同意第 4 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

日程第 21 同意第 5 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

日程第 22 同意第 6 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

日程第 23 同意第 7 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

日程第 24 同意第 8 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

日程第 25 同意第 9 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 17、同意第 1 号から日程第 25、同意第 9 号までの
「与論町農業委員会委員の任命の同意について」は一括議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第 1 号から同意第 9 号、与論町農業委員会委員の任命の同意について提案理由を申し上げます。

与論町農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第 9 条及び与論町農業委員会の委員の推薦の求め及び募集に関する要綱に基づき、委員候補者の募集を行った結果、定数 9 人に対して 10 人の応募がありました。

与論町農業委員候補者選考委員会設置要綱に基づき、厳正なる選考を行った結果、次の 9 人が適任者であると考えています。任期は 3 年間です。

同意第 1 号は、町島実和氏、

同意第 2 号は、遠山和歌子氏、

同意第 3 号は、保喜久男氏、

同意第 4 号は、長尾さとみ氏、

同意第 5 号は、牧房男氏、

同意第 6 号は、竹村繁範氏、

同意第 7 号は、白尾憲雄氏、

同意第 8 号は、山下みどり氏、

同意第 9 号は、林平八郎氏です。

以上 9 人を農業委員に任命したく、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提出者の説明を終わります。

これから同意第 1 号から同意第 9 号までの質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第１号から同意第９号までは、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第１号から同意第９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、同意第１号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第１号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第２号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第２号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第３号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第３号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意

することに決定しました。

これから、同意第4号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第4号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第5号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第5号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第6号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第6号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第7号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第7号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第8号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決しま

す。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第8号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第9号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第9号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月19日、本会議ですが、日程の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後3時36分

令和 8 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 8 年 6 月 1 9 日

令和 8 年第 2 回与論町議会定例会会議録
令和 8 年 6 月 1 9 日（金曜日）午後 3 時 0 0 分開議

1 議事日程（第 2 号）

開会の宣告

- 第 1 議案第 4 1 号 令和 8 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 議案第 4 2 号 令和 8 年度与論町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 議案第 4 3 号 令和 8 年度与論町マイクロバス購入事業に係る物品売買契約の締結について
- 第 4 議案第 4 4 号 令和 7 年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事（繰越事業）に係る建設工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第 4 5 号 令和 8 年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事に係る建設工事請負契約の締結について
- 第 6 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）
- 第 7 委員会調査報告（環境経済建設常任委員長）
- 第 8 議員派遣の件
- 第 9 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10 人）

1 番 池 田 理 恵 議員	2 番 川 内 恵 司 議員
3 番 吉 田 勉 議員	4 番 吉 田 剛 議員
5 番 原 栄 徳 議員	6 番 遠 山 勝 也 議員
7 番 高 田 豊 繁 議員	8 番 大 田 英 勝 議員
9 番 林 敏 治 議員	10 番 沖 野 一 雄 議員

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 1 2 1 条による出席者（20 人）

町 長 田 畑 克 夫 君	副 町 長 山 下 哲 博 君
教 育 長 中 山 義 和 君	総務企画課長 龍 野 勝 志 君
会計管理者兼会計課長 柳 田 庫 呂 君	税 務 課 長 坂 元 守 君
こども未来課長 光 俊 樹 君	町民生活課長 山 下 高 明 君

健康長寿課長	山下真紀君	産業課長	堀田哲也君
耕地課長	麓誘市郎君	商工観光課長	大馬福德君
建設課長	裾分望嗣君	水道課長	富永淳君
環境課長	喜村一隆君	教育委員会事務局 兼 学務課長	竹村栄作君
生涯学習課長	松村誠司君	与論こども園長	川北英代君
茶花こども園長	吉田朋子君	児童発達支援センター所長	池田いつみ君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	林健太郎君	書記	谷山智美君
------	-------	----	-------

開議 午後３時００分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 議案第４１号 令和８年度与論町一般会計補正予算（第２号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第１、議案第４１号「令和８年度与論町一般会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第４１号、令和８年度与論町一般会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

歳入としまして、財政調整基金繰入金５２２１万７０００円を追加しています。

次に、歳出としまして、資源循環化施設運営費１８０万円、ＩＣＴ環境整備費１１５万５０００円、学校給食センター整備事業４９２６万２０００円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ５２２１万７０００円を追加し、一般会計予算総額６２億４５３４万６０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４１号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第４１号、令和８年度与論町一般会計補正予算（第２号）を採決

します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、令和8年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第42号 令和8年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、議案第42号「令和8年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第42号、令和8年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

資本的支出における処理場費の工事請負費について、当初予算不足額を計上するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、令和8年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、令和８年度与論町下水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第３ 議案第４３号 令和８年度与論町マイクロバス購入事業に係る物品売買契約の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第３、議案第４３号「令和８年度与論町マイクロバス購入事業に係る物品売買契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第４３号、令和８年度与論町マイクロバス購入事業に係る物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

令和８年度与論町マイクロバス購入事業に係る物品売買契約について、合同会社ハニーオート、代表社員竹村哲也と物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１８号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第４３号、令和８年度与論町マイクロバス購入事業に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号、令和８年度与論町マイクロバス購入事業に係る物品売買契約の締結については可決されました。

-----○-----

日程第４ 議案第４４号 令和７年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事（繰越事業）に係る建設工事請負契約の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第４、議案第４４号「令和７年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事（繰越事業）に係る建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第４４号、令和７年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事（繰越事業）に係る建設工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事について、株式会社日本管財環境サービス、代表取締役徳山良一と建設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年４月１８日条例第１８号）第２条に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、令和7年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事（繰越事業）に係る建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、令和7年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事（繰越事業）に係る建設工事請負契約の締結については可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第45号 令和8年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事に係る建設工事請負契約の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、議案第45号「令和8年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事に係る建設工事請負契約の締結について」を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第45号、令和8年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事に係る建設工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事について、株式会社日本管財環境サービス、代表取締役徳山良一と建設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月18日条例第18号）第2条に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第４５号、令和８年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事に係る建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、令和８年度与論クリーンセンター美ら島焼却設備修繕工事に係る建設工事請負契約の締結については可決されました。

—————○—————

日程第６ 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）

○議長（沖野一雄議員） 日程第６、所管事務調査報告を議題とします。

総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定しました。

総務厚生文教常任委員長の発言を許します。

７番、高田豊繁議員。

○７番（高田豊繁議員） 所管事務調査報告。総務厚生文教常任委員会。

総務厚生文教常任委員会の所管事務調査及び所管事項に関する要望活動について御報告申し上げます。

当委員会では、昨年１１月の各こども園訪問で把握した課題と解決策について継続調査を行っています。今回はこども園統合を見据え、多世代交流や地域共生の視点や、子ども第三の居場所の取り組み等関連事項についても学ぶため、光こども未来課長、山下健康長寿課長にも御同行をいただき、関係各所を訪問し意見交換会を行いました。また、これに先立ち、以前から課題であった離島の児童生徒の挑戦機

会の確保に向けた移動及び宿泊支援制度の創設に関する要望活動も行っていますので、御報告申し上げたいと思います。

まず、要望活動の概略です。

5月14日木曜日午後2時に国土交通省大臣官房審議官の天野正治氏と面会、午後3時にはスポーツ庁地域スポーツ課長の鈴木文孝氏、午後3時30分に財務大臣政務官三反園訓氏、午後4時20分には衆議院議員牧野俊一氏を訪問し、離島の児童生徒の挑戦機会確保に向けた移動及び宿泊支援制度の創設に関する要望を行いました。各所とも地域の課題は理解いただき、今後、鹿児島県とも協議したい旨の回答がありましたので、今後の推移を注視してまいりたいと思います。また、三反園政務官には、県道623号与論島循環線東区地区交差点改良について、与論町議会の要望としてあわせて提出していますことを申し添えます。その後、沖野議長、高田、光課長の3人は、先般のよろんPOMセンターの御礼を兼ねまして、B&G海洋センター本部を表敬訪問いたしました。

5月15日金曜日は、最初に江戸川区の江東園を訪問しました。本園は保育園、高齢者施設、障害者支援施設を一体運用する複合施設となっており、日常的な世代間交流を活動の核に据えています。中心となるのは毎朝9時45分から始まる体操で、入居者・利用者が自由に参加します。これに加え、高齢者が好きな時間に保育園の活動を手伝うなど、無理強いしない形での交流が促されています。この施設が目指すのは、月に一度のイベント的な交流ではなく、日々の生活の中で自然に人が集い、支え合う「大家族」のような関係性の創出です。施設内では、異なる世代や背景を持つ人々が日常的に顔をあわせる環境を活かし、例えば障害者が園児と一緒に食事をする、お昼寝の時間に起床を知らせる放送を担当するなど、多様性を受け入れる文化を育む取り組みが意図的に行われています。

施設の設定経緯ですが、現理事長の祖父が1962年に養護老人ホームとして創設し、1976年に隣接地に保育園を開設しました。1987年に建物を建て替える際、当時、社会問題化していた「核家族化」への強い問題意識から、現在の複合施設の形が構想されました。その背景には、高齢者が経験や知見を活かして「役に立つ存在」となり、子供たちが多様な人々との関わりの中で成長することでより良い社会を築いてほしいという願いがありました。当時の江戸川区長の協力もあり、行政の縦割りという壁を越えて複合施設が実現いたしました。

複合施設として運営する最大のメリットは、費用面での効率化です。特に高額な設備を購入する際に複数の事業で費用を案分できるため、単独施設に比べて経営的な利点があります。一方で、各事業で収益構造が異なるため、収支管理や赤字補てんの調整を一元的に行う必要があります。また、物理的な環境設計も重要な要素で

す。縦割り行政の弊害による個別の入り口の設置要求といった課題に直面しつつも、壁や仕切りを極力排除し、誰もが自然に集える共有スペースの確保を目指しています。人の息遣いが感じられる距離感を保つことが、真の交流を生むという理念が根底にあります。

地域課題への対応と今後の展望についての意見交換の場では、与論町での高齢者世帯のごみ排出問題が提起されました。島という閉鎖的な環境では廃棄物処理を内部で完結させる必要やコスト面、住民の当事者意識の醸成が難しいため、「自分ごと」として捉え、近隣で助けあう「古き良き関係」の再構築が議論されました。商工会等を通じたボランティア組織の設立や運送業者への協力要請、中高生を巻き込んだ美化運動などが提案されました。一方、本町で進む町立こども園の統合計画に関連し、江東園の実践を新しい公共施設に活かすための提言もありました。成功の鍵は、世代を超えて誰もが一堂に会せる「共有スペース」の確保と、人の息遣いが感じられる距離感を保つことです。全国的には複合施設での一体的な多世代交流は珍しいので、各地に存在する先進的な取り組みに学び、重要性を理解する法人が増えており、今後、公共施設への展開も含めた広がり期待するとともに、本町での取り組みでも重要な視点をいただいた次第です。

次に訪問したのは、同じ江戸川区内にありますアゼリーグループのA-Cube（エーキューブ）という施設です。こちらも江東園と同じく多世代交流施設となっています。

我々が訪れた際に、玄関に大きなウェルカムボードで歓迎のメッセージが与論島の空撮写真や映像とともに流されており、大変感激いたしました。

本施設は、グループビジョン『「Great Happiness（グレイトハピネス）」関わる全ての人々がともに尊重し、「幸せ」になること』を基本とし、A-Cube（エーキューブ）では、多世代・多文化・多機能が自然に交わる動線を考え、乳幼児・学童・障害者・高齢者・外国人・地域住民が日常的に接点を持てる仕組み化が進んでいます。

設計の戦略的意図について申し上げます。高齢者施設、デイサービス、保育園のスタッフルームと食堂は全て1つに統合されており、この共有スペース化によりスタッフ間の自然な連携が生まれています。一方、子供たちが日常的に高齢者フロアへ立ち寄れる動線を確保しており、「そこに行こう」という自発的な交流が生まれる環境を構築しています。

アゼリーグループが実践する多世代交流を通じて、子供側は、高齢者への思いやりやコミュニケーション力の向上、多様性への理解、異年齢交流による社会性の向上などが自然と育まれ、一方、高齢者側は、笑顔が増えるなどの表情の変化、会話

量の増加、外出意欲や活動意欲の向上などから交流を楽しみにする生活習慣が身についてきているように感じられます。特に、高齢者や障害者が「自己の役割」や「居場所」を認識し、必要とされているという認識があることで、当該施設が地域社会に必要とされていることがよく理解できました。

人材不足対策に対しても、独自の循環型モデルを構築しています。「みんなのレストラン」と命名した子ども食堂を地域交流の結節点として運営しており、参加した住民がスタッフとして雇用されるケースがあります。一方、介護福祉士が保育士資格を取得するなど複数資格取得を推奨しており、法人内での多様なキャリア形成を可能にし、人材の定着性と流動性を両立させています。

運営面については、保育園、デイサービス等事業ごとに独立させ、補助金も各省市町村からの個別受給としていますが、東京都独自の基準など厳しい要件には準拠するようにしています。施設整備もリノベーションによるコスト最適化を図っています。元々法人が所有していた専門学校の校舎でありましたが、改修費に国や都の助成金を最大限活用しています。

最後に訪問したのは、川崎市にある子ども夢パークです。

ここは、平成12年12月に制定された「川崎市子どもの権利に関する条例」をもとに、その精神を「具現化する場」、「自分の責任で自由に遊ぶ場」、「ありのままの自分でいられる場」として、子供たちが遊びながら自由に使い方を考えて、「つくり続けていく」施設となっています。

令和7年度の来場者数は6万9774人、令和6年度が6万9654人となっており、おおむね7万人前後を推移しています。

日常の取り組みとして「子供の活動拠点」、「プレーパーク」、「フリースペースえん」の3本柱で成り立っており、子供の活動拠点としては、気軽に立ち寄りみんなで楽器や音楽を楽しむことのできる「ゆるロック」等、子供の自主的な活動の場としてさまざまなイベントを実施しています。プレーパークでは自分の責任で自由に遊ぶ場として、常時開設しています。

そして、我々が特に着目したのは、フリースペースえんです。ここは月曜日から金曜日まで開設されている登録制の不登校児童生徒の居場所で、登録者数は小・中学生が94人、高校生年齢が30人、19歳以上も38人登録しています。ここでは、連続・単発の講座などから子供自身が選択し、一日の過ごし方を決めます。自分の得意なギターを他の子に教えている子、スマートフォン片手に共通の話題に花を咲かせている子、支援の先生との会話に夢中な子など、選択した講座以外にも多様な過ごし方が1つの部屋で行われており、大変活気のある空間でした。昼食も皆でつくりながら食べるため、家族的な雰囲気でも過ごせます。また、目的の1つに

「学校外の多様な学びや育ち・生き方を支援し、自己肯定感を取り戻す人間関係を育む環境と文化を創造する」とあり、子供たち同士でのトラブルも珍しくないのですが、スタッフは解決方法や答えを提案することはせず、あくまでも子供たち同士が考え、模索し、つくり上げることにしています。大人たちはその解決に至る手助けをしているとのこと。4月に開所したよろんPOMセンターでの運営にも、大きな参考となる現場でした。第三の居場所の本質の1つを垣間見た思いです。

以上、各施設を訪問し調査した結果を申し上げましたが、今後も町立こども園の一元化に向けてはさまざまな課題が出てくると思われます。今後、さらに進む少子高齢化社会に向けて、「介護、保育、障害福祉、子育て支援、地域交流」を一体的に行う「地域共生社会」の拠点づくりを見据え、当委員会も引き続き調査・研究を進めてまいりたいと思います。

このたびの所管事務調査依頼に対し、江東園の皆様、アゼリーグループの皆様、夢パークの皆様方の温かい御対応、そして実りある調査及び意見交換が行えたこと、関係者の皆様に感謝申し上げ、総務厚生文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長の発言を終わります。

—————○—————

日程第7 委員会調査報告（環境経済建設常任委員長）

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、委員会調査報告を議題といたします。

本件について、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 与論町議会議長、沖野一雄殿。環境経済建設常任委員長、原栄徳。委員会の調査報告をいたします。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、調査事件

ギンネム対策について

2、調査の経過

記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

3、調査の結果

当委員会においては、本町全域にギンネムが異常繁殖し、観光や住民生活、農業施設（農道・ため池）に深刻な影響が出ている実態を把握いたしました。現場ではボランティア活動や多面的機能支払交付金事業を活用し対応しているものの、ギンネムの繁殖力は非常に強く、人力による駆除は限界に達している

現状です。

この課題解決に向け、令和８年１月２０日県議会庁舎において、県担当課職員、県議会議員（禧久議員、おさだ議員、寿議員、松山議員、元山議員）との意見交換会を開催いたしました。その際、当委員会より「ギンネムの駆除対策への御支援についての要望書」を県環境林務部自然保護課及び農政部農村振興課へ提出し、予算枠の拡大や抜本的な対策を強く求めてまいりました。

要望に対し、県農政部農村振興課からは「多面的機能支払交付金」におけるギンネム対策としての「張りコンクリート」は原則認められていないが、要望を受け、現在、国と調整中であるとの回答をいただきました。

その後、迅速な働き掛けの結果、令和８年４月２８日付けで「多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県要綱基本方針）」が改正されました。これにより、多面的機能支払交付金において県独自の内容が追加され、奄美地域のギンネム対策として、必要に応じた「張りコンクリート」等の抜本的対策が公式に認められるに至りました。

また、町内各公共施設におけるギンネムの迅速な伐採も見られており、ギンネム対策に関する前進を感じているところです。

以上のとおり、本調査の進捗において、県、本町及び地域住民の緊密な協働・連携のもと、制度改正という「大きな一定の成果」が得られたことを確認いたしましたので、本付議事件に関する調査を終了することを御報告いたします。

○議長（沖野一雄議員） これで、委員会調査報告を終わります。

-----○-----

日程第８ 議員派遣の件

○議長（沖野一雄議員） 日程第８、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第９ 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄議員） 日程第９、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第２回与論町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午後３時３６分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖 野 一 雄

与論町議会議員 吉 田 勉

与論町議会議員 遠 山 勝 也